
令和元年大和町議会 9 月定例会議会議録

令和元年 9 月 6 日（金曜日）

応招議員（16名）

1 番	千 坂 博 行 君	1 0 番	今 野 善 行 君
2 番	今 野 信 一 君	1 1 番	藤 卷 博 史 君
3 番	犬 飼 克 子 君	1 2 番	平 渡 高 志 君
4 番	馬 場 良 勝 君	1 3 番	欠 員
5 番	槻 田 雅 之 君	1 4 番	高 平 聡 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	堀 籠 日出子 君
7 番	渡 辺 良 雄 君	1 6 番	大須賀 啓 君
8 番	千 坂 裕 春 君	1 7 番	中 川 久 男 君
9 番	欠 員	1 8 番	馬 場 久 雄 君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都 市 建 設 課 長 参 事	亀 谷 裕 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 眞 起 子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番高平聡雄君及び15番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「議案第64号 大和町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第64号 大和町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第65号 大和町公共物管理条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第65号 大和町公共物管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第66号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第66号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第67号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第67号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第68号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第68号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第69号 大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第69号 大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第70号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第70号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第71号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第9、議案第71号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第72号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第10、議案第72号 大和町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第73号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第73号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第74号 大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第74号 大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第75号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第75号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

皆さん、おはようございます。

質問をさせていただきます。

事項別明細書の6ページ、2款1項2目の中の13節委託料の文書管理費の業務委託、公社の資料を移転するのに当たっての吉田ふれあいセンターの備品を処分というお話でございました。金額がまあまあ大きいように感じるんですが、どんなものがあって、どんな移動が必要なのか、その辺をお伺いできればと思います。

それから、10ページになるんですか、3款2項に入ってくると思うんですけれども、幼保無償化に関してお伺いをいたします。

これまで、ある程度収入、所得制限等々で町でも幼稚園の保育料の補助をしてきたと思うんですが、今後、無償化に切りかわったときに、以前の町の負担額とこれからの負担額とどのぐらい差があるのか、金額とまでは言いませんが、どのぐらいの見込みなのかお伺いをいたしたいと思います。2点です。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えいたします。

ふれあいセンターの備品の処分なんですけれども、さびてぼろぼろになったスチールの靴箱とか、あと体重計なんですけれども、頭のない下だけある体重計とか、あとストーブなんですけれども、昔の灯油型のだるま式のストーブで崩れているようなものとか、あとテレビとか、もうどうにも使用できないものを今回処分させていただきたいなと思っておりますので、トラックにしますと二、三台分ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、そのほかに、今回、棚を持っていくに当たりまして、OA室を予定しておりましたら、OA室の下がOA用の床になっておりますので、そこに棚を載せた場合、それが重さで耐えられないということが今回ありましたので、それはアルミ製なものですから、それは売ってお金にかえて差し引きしたいなと、その辺は思っております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

馬場議員のご質問についてお答えいたします。

現行の幼稚園就園奨励金については、所得制限、あと子供の第1子、第2子、第3子の制限がありまして、これで減免額がゼロ円から、上限が30万8,000円となっております。平成30年度の平均の支給額が1人平均15万円ぐらいでした。これが新制度になりますと、所得の制限、多子の制限がなくなりまして、1人当たり年間30万8,000円となります。ですので、町から支払う金額については、ほぼ倍増になってきます。

歳入のほうにつきましては、現行の制度では、国からの補助金ということでおおむね3分の1程度、33%の歳入となっております。新制度になりますと、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担になってきます。机上での試算なんですけど、例えば平成30年を100としましたら、歳入は33、町の負担が66か67となると思います。倍になりますので、新制度では200と、その25%ですから50となりますので、若干減るのかなと思っております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

無償化のほうについては了解いたしました。

ふれあいセンターのほうなんですけど、移動するに当たって、先に見に行かれていたと思うんですけども、今伺うとほとんどごみ、申しわけないですけど、その処分費と考えてよろしいんだと思うんですけども、そういうのをいわゆる置いておく状態が、ふれあい教育センターにですよ、私はいいとは思わないので、移動するに当たって、今回処分されるということですが、今後、ほかの施設についても、そういうものがある場合は早目に何らかの手段を使って処分していただくのがいいのかなと思うんですけども、その辺について伺います。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

馬場議員さんのご質問にお答えします。

本来ならば、もっと早くに、NTTの倉庫の移動が決まったときに見ておくべきでしたけれども、改めてふれあいセンターといろいろお話したときに、この部分も一緒に、ここを使えなくなったらこっちを利用したいというようなお話があったので、そちらを利用するためにはどうしてもその処分が必要になってしまったというのがまず原因でございます。あと、処分につきましては、今後教育委員会のほうで考えていってもらいたいと思います。あと、町全体で話し合っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。

挙手する者なし

ほかになければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第76号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第76号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第77号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補

正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第77号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第78号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第78号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第79号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正
予算」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第79号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第80号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予
算」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第80号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第81号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第19、議案第81号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第82号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第82号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第83号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第21、議案第83号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

補正予算内訳書63ページ、ご説明では、ウインドウズ7の終了に伴ってパソコン6台を8台にということだったんですが、ちょっと確認をさせていただきたい、あるいは聞き漏らした点があるかと思imasるので、ウインドウズ7からウインドウズ10に行くという理解でよろしいのかどうか1点と、それから金額的に結構高いなあというふうに思ったんですが、これはシステム改修費を含んでいたのかどうか、ちょっと私聞き漏らしたんですが、その辺のパソコン8台で三百何万ということですので、そういうことかなという認識なんです、それで間違いないかどうか、お願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

渡辺議員さんの質問に答えさせていただきます。

今回の補正については、ウインドウズ7をウインドウズ10にということで、今回更新するものという格好でございます。

金額が300万という形で大きいんですけども、パソコンと、あとその他機器もございまして、それもあわせて更新という形で考えているものでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

今、システム改修はないというようなお答えだったと思うんですが、8台で周辺機器を入れてもちょっと高いなと思うんですが、その辺のご見解をもう一回、ちょっと高過ぎるパソコンになるんですが、10台入れたって1台35万です。8台でとなると、えらい高いパソコンじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

パソコンそのものの値段なんですけれども、基本的にはノートパソコンを2台、あとその他についても、既存のデスクトップのパソコン、その関係も同じように更新という格好になりますので、通常のノートパソコン、あとデスクトップの金額、あわせてパソコンから今現在の水道料金会計のシステムを移行させなければいけない部分も入ってございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第84号 令和元年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議案第84号 令和元年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）請負契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第85号 令和元年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第23、議案第85号 令和元年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「認定第1号 平成30年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第25「認定第2号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第26「認定第3号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第27「認定第4号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第28「認定第5号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第29「認定第6号 平成30年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第30「認定第7号 平成30年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第31「認定第8号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第32「認定第9号 平成30年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第33「認定第10号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第34「認定第11号 平成30年度大和町戸別合併浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第35「認定第12号 平成30年度大和町水道事業会計歳入歳出決算
の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第24、認定第1号 平成30年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第35、認定第12号 平成30年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

それでは、議案書の75ページをお願いいたします。

認定第1号 平成30年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元の平成30年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願いいたします。あわせてまして、議案説明資料、認定第1号関係、会計課と記載のあります資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

初めに、各種会計歳入歳出決算書1ページ、2ページをお願いいたします。

一般会計と10の特別会計決算額の記載をいたした総括表でございます。

一般会計でございます。

歳入につきましては、収入済額117億1,644万1,232円、歳出の支出済額につきましては103億4,613万6,096円となりまして、差引残額につきましては13億7,030万5,136円となったところでございます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

一般会計歳入款別集計表でございます。

歳入合計をお願いいたします。

予算現額の計につきましては115億1,699万8,000円、調定額につきましては120億1,534万9,957円、収入済額につきましては117億1,644万1,232円となっております。

不納欠損額につきましては1,010万6,471円でございます。

収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引きました額で2億8,880万2,254円となっております。

予算対比につきましては101.73%、調定対比につきましては97.51%となっております。

います。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳出款別集計表でございます。

歳出合計をお願いいたします。

予算現額の計につきましては歳入と同額でございます。支出済額につきましては103億4,613万6,096円となっております。また、翌年度への繰越額につきましては、繰越明許費が9億4,521万3,000円、事故繰越が324万2,000円となっております。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引きました不用額が2億2,240万6,904円となっております。予算対比の執行率につきましては89.83%でございます。

続きまして、会計課議案説明資料、認定第1号関係をお願いいたします。

主に決算額を29年度と比較をいたしました表となっております。

説明資料の4ページをお願いいたします。

決算額の歳入でございます。

金額、または増減率の大きな款を万円単位で説明をさせていただきます。

表の向かって右側の差し引きと増減率の欄をお願いいたします。

初めに、1款町税でございます。法人業績の向上によりまして、法人町民税の大幅な増によりまして、差し引きで9億4,137万円、16.2%の増となっております。歳入全体に占めます構成比につきましては57.6%となるところでございます。

2款地方譲与税でございます。国税として徴収をいたしました租税が地方公共団体に譲与されるものでございます。

3款利子割交付金から8款自動車取得税交付金につきましては、県が徴収をいたしました税の一部が市町村に交付されるもので、記載のとおりとなっております。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款地方特例交付金につきましても記載のとおりとなっております。

次に、11款地方交付税につきましては、普通交付税の不交付団体となりましたことから10億6,096万円の大きな減少となり、率にいたしましても62.8%と大幅な減となったところでございます。

12款交通安全対策特別交付金から14款使用料及び手数料につきましては記載のとおりでございます。

15款国庫支出金につきましては4,648万円、3.3%の増となっております。

16款県支出金につきましては156万円、0.2%の微増となっております。

17款財産収入につきましては、町有地売り払い等によりまして4,377万円、442.7%

と大幅な増となっております。

18款寄附金につきましては1,834万円、60.1%の増でございます、ふるさと寄附金の増によるものでございます。

19款繰入金につきましては1,379万円、11.9%の増となっております。そのうち基金繰入金の土地基金につきましては、3月定例会議におきまして、土地基金条例を廃止する条例のご議決をいただきまして、決算年度中にその処理を行ってございます。

次に、20款繰越金につきましては6億2,075万円となっておりますが、そのうち1億614万円につきましては、平成29年度からの繰越明許費繰越額でございます。

21款諸収入につきましては、平成29年度河川維持管理費として、小鶴沢処理場関連受託事業としまして、準用河川の災害対策整備が図られたこと等によりまして減少をいたしましたものでございます。

22款町債につきましては記載のとおりとなっております。

歳入の差引合計でございます。2億1,243万円の増となっております、率につきましては1.8%の増となったところでございます。

続きまして5ページ、決算額歳出についてでございます。

歳出につきましても、差引と増減率の欄をお願いいたします。

1款議会費につきましては記載のとおりでございます。

2款総務費でございます。

総務費につきましては、庁舎改修工事等によります業務、町民バスの車両更新等によりましての増となっております。

3款民生費につきましては、民間認可保育所施設すみれの花保育園への整備補助金及び宮床児童館新築工事、また障害福祉サービス事業費に係ります扶助費等の増額によりまして、4億2,318万円の大幅な増となっております。

次に、4款衛生費につきましては4億4,209万円の大幅な減となっております。率にいたしましては、27.1%の減となっておりますが、前年度に黒川行政事務組合のごみ焼却施設建設工事が完了したことに伴いまして、負担金が減少したことによるものでございます。

5款農林水産業費につきましては、有害鳥獣対策事業といたしまして、侵入防止柵設置補助金の交付等によりましての増となっております。

6款商工費につきましては、企業誘致奨励金等の増によるものでございます。

次に、7款土木費につきましては、杜の丘1、2、3号公園整備工事、もみじヶ丘歩道橋改良工事等及び子育て支援住宅建設関連業務等によりまして1億5,820万円、

率にいたしまして15.8%の増となっております。

8款消防費につきましては、ポンプ自動車の購入等により増となっております。

次に、9款教育費でございます。平成29年度に宮床中学校校庭拡張盛り土工事及び校庭施設整備工事等の建設工事が完了いたしましたことから、7,726万円の減となっております。

10款災害復旧費につきましては、29年度に平成27年9月11日の台風18号によります豪雨災害復旧事業が完了したことによりまして減少いたしましたものでございます。

11款公債費につきましては5億5,633万円となっております、29年度より5,217万円少なくなったところでございます。

歳出の合計でございます。103億4,613万円となったところでございまして、29年度と比較をいたしますと6,288万円の増、率にいたしまして0.6%の微増となったところでございます。

続きまして、決算の事項別明細の概要についてご説明を申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書の17ページ、18ページをお願いいたします。

歳入につきましては、節ごとに記載がなされ、備考の欄に詳細の記載をいたしているところでございます。金額の説明につきましては、万円単位とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、1款町税でございます。調定額が18ページに記載がされておまして、68億5,937万円でございます。収入済額につきましては67億4,466万円、不納欠損額につきましては1,010万円となっております。

なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づき、その処分の手続を行っているところでございます。

町税の収入未済額につきましては1億460万円となっております。

次に、1項町民税でございます。収入済額35億7,528万円で、前年度と比較をいたしまして8億4,917万円、率にいたしまして31.2%の増となっております。

内訳といたしましては、1目個人では収入済額が13億3,290万円となり、前年度より3,099万円増となっております。また、2目法人では収入済額が22億4,237万円、前年度比較で8億1,818万円の57.5%と大きく増となっております。

次に、2項固定資産税でございます。収入済額25億5,740万円で、前年度比較で8,982万円、3.6%の増となりまして、1目固定資産税が25億1,952万円、2目国有資産等所在市町村交付金が3,787万円となっております。

なお、交付金の内訳につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

3 項軽自動車税でございます。収入済額が7,963万円で、前年度より335万円、4.4%の増となっております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

4 項町たばこ税につきましては、収入済額2億9,132万円、前年度比較でマイナス172万円、0.6%の減となっております。

5 項入湯税につきましては、収入済額28万円で、前年度に比べましてマイナス4万円、13.5%の減となっております。

6 項都市計画税につきましては、収入済額2億4,073万円で、前年度比較で79万円、0.3%の微増となっているところでございます。

続きまして、2 款地方譲与税でございます。収入済額1億2,556万円で、1 項1 目1 節自動車重量譲与税及び、21ページ、22ページ、2 項地方揮発油譲与税ともに収入済額は調定額と同額となっております。

3 款利子割交付金から6 款地方消費税交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

23ページ、24ページをお願いいたします。

7 款のゴルフ場利用税交付金から9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

25ページ、26ページでございます。

10 款地方特例交付金から12 款の交通安全対策特別交付金につきましても、調定額どおりの収入済額でございます。

なお、11 款地方交付税の内訳につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

27ページ、28ページをお願いいたします。

13 款分担金及び負担金でございますが、分担金及び負担金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

次に、14 款使用料及び手数料でございます。

1 項使用料につきましては7,464万円の収入済額でございます。1 目総務使用料から、32ページ、6 目教育使用料まで、各施設等の使用に対しまして収納がなされたものでございます。

27ページ、28ページにお戻りをお願いいたします。

1 目総務使用料、1 節施設使用料につきましては、庁舎使用料及び各地区のコミュニティセンター等の使用料でございます。

29ページ、30ページでございます。

2節公共物使用料、3節町民バス使用料につきましては記載のとおりとなっております。

2目民生使用料につきましては、ひだまりの丘使用料、3目農林水産使用料につきましては、町民研修センター及びふるさとセンター等の使用料でございます。

4目商工使用料につきましては、セツ森生産物及び南川湖畔生産物直売所の使用料でございます。

次に、5目土木使用料のうち、3節住宅使用料でございますが、町営住宅入居者に対します家賃収入といたしまして、収入済額3,844万円、収入未済額が429万円となっております。

31ページ、32ページをお願いいたします。

6目教育使用料につきましては、小・中学校体育館使用料及びまほろばホール等の使用料でございます。

2項手数料につきましては、7,001万円の収入済額でございます。1目総務手数料から、33ページ、34ページ、4目土木手数料までとなっております。

31ページ、32ページにお戻りをお願いいたします。

3目1節清掃手数料でございますが、廃棄物処理手数料で4万円の収入未済額があるところでございます。

33ページ、34ページでございます。

15款国庫支出金でございます。

1項1目民生費国庫負担金につきましては、収入済額8億8,687万円でございます。

1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対します負担金収入となっているところでございます。

次に、2目災害復旧費国庫負担金につきましては、2,490万円の収入済額となっております。

35ページ、36ページでございます。

2項国庫補助金の1目1節個人番号カード交付事業費補助金から5節無線システム普及支援事業費補助金でございます。1節から3節までにつきましては、調定額どおりの収入済額でございますが、4節地籍整備推進調査費補助金445万円の収入未済額につきましては繰越明許費でございます。また、5節無線システム普及支援事業費補助金670万円につきましては、29年度繰越明許費でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、1億8,114万円の収入済額でございます。

1 節障害者福祉費補助金から 3 節高齢者医療費制度円滑運営事業費補助金の収入とな
ってございます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金につきましては、121万円の収入済
額となっております。

4 目農林水産業費国庫補助金につきましては、53万円の収入済額となっております。

5 目土木費国庫補助金でございます。

1 節道路橋りょう費補助金につきましては、収入済額3,766万円、収入未済額1,585
万円でございますが、橋梁整備に係ります繰越明許費でございます。

2 節社会資本整備総合交付金につきましては、3,193万円の収入済額で、収入未済
額の1,967万円につきましては、都市再生整備事業のもみじヶ丘歩道橋の改良工事等
によります繰越明許費でございます。

6 目消防費国庫補助金、1 節災害対策費補助金の収入未済額349万円につきましては
は、防災ハザードマップ作成によります繰越明許費でございます。

次に、7 目教育費国庫補助金でございます。

1 節教育総務費補助金から39ページ、40ページ、4 節社会教育費補助金まで、
3,854万円の収入済額となっておりますが、2 節小学校費補助金の収入未済額5,298
万円及び3 節中学校費補助金の収入未済額3,135万円につきましては、ブロック塀・
冷房設備対応臨時特例交付金の繰越明許費でございます。

続きまして、8 目 1 節特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、2 億850
万円の収入済額でございます。子供医療費助成事業、学校教育用コンピューター機
器購入及び総合体育館トレーニング機器等の購入をいたしたものでございます。

なお、4,911万円の収入未済額につきましては、道路パトロール車の購入、町道前
河原熊谷線舗装改良工事によります繰越明許費でございます。

次に、3 項委託金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

41ページ、42ページをお願いいたします。

16 款県支出金でございます。

1 項 1 目民生費県負担金、1 節保険基盤安定負担金から 5 節老人福祉費負担金まで、
4 億2,754万円の収入済額となっております。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金につきましては75万円の収入済額。

2 目民生費県補助金につきましては、1 節社会福祉費補助金から、43ページ、44ペ

ージ、3節児童福祉費補助金まで8,335万円の収入済額となっております。

3目衛生費県補助金につきましては、188万円の収入済額でございます。

4目農林水産業費県補助金につきましては、1節農業費補助金4,593万円、45ページ、46ページの2節水産業費補助金につきましては、伊達いわな販路拡大支援事業費といたしまして197万円の収入済額となっております。

次に、6目1節市町村振興総合補助金につきましては、959万円の収入済額でございます。備考欄記載の11事業の補助金収入でございます。

7目1節みやぎ環境交付金でございます。436万円の収入済額となっております。防犯灯省エネ改修事業の補助金収入でございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

8目災害復旧費県補助金につきましては、被災者児童生徒就学支援等事業補助金で293万円の収入済額となっております。

3項委託金でございます。

1目総務費委託金から、49ページ、50ページ、3目教育費委託金で5,471万円の収入済額となっております。

続きまして、17款財産収入でございます。

1項1目1節土地建物貸付収入につきましては、356万円の収入済額となっております。

2目1節利子及び配当金につきましては、439万円の収入済額でございます。財政調整基金など15の基金利子及び配当金でございます。

2項財産売払収入でございます。4,569万円の収入済額となっております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

1目の不動産売払収入でございますが、1節土地売払収入、2節立木売払収入につきましては、リサーチパーク北、岩倉地区でございますが、事業用地として処分をいたしましたことによります収入となっております。

次に、18款寄附金でございます。

1目、総務費寄附金につきましては10万円、2目民生費寄附金につきましては50万円、3目教育費寄附金につきましては14万円、4目ふるさと寄附金につきましては4,809万円の収入済額となっております。

続きまして、19款繰入金でございます。

53ページ、54ページをお願いいたします。

1項特別会計繰入金につきましては、3財産区特別会計、国民健康保険及び介護保

険事業勘定特別会計から1,176万円の収入済額となっております。

次に、2項基金繰入金でございます。

55ページ、56ページの2目防衛施設周辺調整交付金基金繰入金から4目土地基金繰入金までの1億1,796万円の繰り入れ収入となっております。

なお、5目東日本大震災復興基金繰入金349万円の収入未済額につきましては、防災ハザードマップ作成によります繰越明許費となっております。

20款繰越金につきましては、前年度からの繰越金6億2,075万の収入済額でございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。

21款諸収入につきましては、1項1目延滞金につきましては80万円の収入済額。

2項1目町預金利子につきましては8万円の収入済額で、歳計現金等の利子でございます。

3項貸付金元利収入につきましては、1目民生費貸付金元利収入が488万円、2目商工費貸付金元利収入につきましては、預託金の償還で4,740万円の収入済額でございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

4項受託事業収入につきましては、1目農業費受託事業収入が11万円、2目教育費受託事業収入といたしまして、920万円の収入済額でございます。

5項雑入でございます。

1目納付金につきましては、1億2,071万円の収入済額でございますが、2節給食費納付金が1億2,050万円の収入済額となっております。収入未済額につきましては、113万円となっております。

2目場外車券売場交付金につきましては、631万円の収入済額でございます。

次に、3目雑入でございます。

59ページから62ページまでとなります。

収入済額につきましては、7,790万円となっております。備考欄記載のとおりでございますが、その他の収入におきましては、消防救急デジタル無線違約金といたしまして1,466万円、町営西原第二住宅火災共済給付金70万円等の収入となるところでございます。

22款町債でございます。

1項2目衛生債、3目消防債で、2,900万円の収入済額となっております。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は午前11時10分からとします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

議長（馬場久雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

続きまして、支出のほうに移らせていただきます。

決算書の63ページ、64ページをお願いいたします。あわせて、主要な施策の成果に関する説明書24ページから28ページをご準備をお願いしたいと思います。

1 款の議会費からの説明をいたします。

1 款 1 目議会費は、議会の運営に要したもので、本会議、随時会議、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員、職員の人件費が主な内容でございます。

1 節及び 9 節は、議員18名の報酬及び費用弁償並びに常任委員会の視察研修等でございます。

2 節は職員 3 名分の給料、3 節は職員の各種手当等及び議員の期末手当、4 節は共済費等の人件費に係るものでございます。

以下、各款、科目の 2 節から 4 節までの人件費関係は説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

8 節は、議会広報に掲載した小・中学生からの記事に対する謝礼として図書カードを購入したものでございます。

10 節は、議長交際費でございます。

11 節は、コピー、来庁者用菓子代、議会だよりを年 4 回発行した印刷製本費に要した費用でございます。

12 節は、切手代等通信運搬に要した費用でございます。

議案書65ページ、66ページをお願いいたします。

13節は、議事録作成委託料やタブレット講習会などの委託料でございます。

14節は、タブレット端末借り上げ、議会運営文書共有システム、有料道路通行料等でございます。

19節は、宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会などの負担金及び政務活動費の交付金であります。

次に、総務費、2款1項1目一般管理費でございます。

説明書は29ページから31ページを参照願います。

一般管理費は、一般管理費のほか、職員研修事業、公用車の運行管理、職員の健康管理、行政区設置及び黒川地域行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

1節は、区長62名、産業医1名に係る報酬であります。

決算書67ページ、68ページをお願いいたします。

7節は、総合案内等の事務補助員に要した費用でございます。

8節は、顧問弁護士への報償費と退任区長への記念品等に要した経費であります。

9節は、区長の費用弁償、総合教育会議の費用弁償、町長の企業誘致活動、政府要望等に要した旅費、職員の研修旅費です。

10節は、町長交際費でございます。

11節は、事務用コピー代、消耗品、新聞、図書等の購入代、公用車の燃料代等に要した費用でございます。また、食糧費は、区長会議の費用であります。

12節は、電話通信費用、公用車の保険料、職員ボランティア保険料でございます。

13節は、県公平委員会への事務委託のほか、職員採用試験の委託、区長配達業務委託、職員研修委託、職員の健康診断業務委託料でございます。

14節は、公用車の有料道路通行料、出張時の駐車料金、官報検索システム使用料でございます。

19節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費、宮黒町村会職員研修時等の負担金であります。

23節は、宮城県移譲事務交付金等の前年度、平成29年度分でございますが、その実績による償還金でございます。

決算書69ページ、70ページをお願いいたします。

次に、2目文書広報費は、文書管理、広報広聴等に要した費用でございます。

説明書は、31ページから32ページを参照願いたいと思います。

1節は、情報公開審査会審査委員並びに個人情報保護審査委員の開催がなかったものでございます。

8節は、報償金が広報編集委員の研修の講師、記事掲載作成者の謝礼、賞賜金は広報モニターへの謝礼としての図書カード購入代等に要したものでございます。

9節は、広報セミナーへ担当者が参加したものでございます。

11節は、コピー代、広報「たいわ」、月平均としまして1万1,800部の印刷に要した印刷製本費、折り畳み器の修繕のほか、例規集の追録代金などに要したものでございます。

12節は、郵便後納料金、電話料金等の通信料、PR施設建築確認申請費用に要した費用でございます。

13節は、PR施設施工工事実施計画委託及びファクス保守点検業務に委託したものでございます。

14節は、印刷機、ファクス、例規システム等の機械借上料でございます。

18節は、広報用のデジタル一眼レフカメラとストロボを購入したものでございます。

19節は、社団法人日本広報協会への会費負担、広報セミナー参加の費用でございます。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、3目財政管理費でございます。

主要な成果に関する説明書につきましては、33ページをお願いいたします。そのほかの配付資料といたしまして、決算に関する説明書の内訳を別冊で配付してまいります。あともう一点、地方消費税の用途関係の資料もあわせて配付させていただいておりますので、委員会審査等の参考にしていただければと存じます。

それでは、69ページの7節でございます。入札参加資格受け付けのデータ入力や、ふるさと寄附収納データ整理の事務補助員賃金でございます。

8節につきましては、ふるさと納税に対する返礼品購入代、入札監視委員会委員の報償金でございます。

11節につきましては、コピー代、事務物品、参考図書等の購入経費等の消耗品。

71ページをお願いいたします。

食糧費につきましては、入札監視委員会会議時のお茶代、印刷製本費につきましては、予算に関する説明書、主要な施策に関する説明書の印刷代となります。

12節につきましては、ふるさと納税返礼品に係る配送料、ポータルサイトへの掲載料、クレジットカード決済手数料等でございます。

13節につきましては、統一的な基準による財務書類等の作成、公会計システム保守料でございます。

19節は、地方財務協会の負担金でございます。

23節は、平成30年度普通交付税が不交付団体となりましたことから、交付税検査における錯誤額について、交付税と相殺できませんでしたことから、国庫へ返還をいたしましたものでございます。

25節積立金につきましては、ふるさと応援基金にはふるさと寄附金から返礼品等の経費を控除した額と利子分と積み立てて、ほかの5基金に対しましては利子分を積み立てたものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 （三浦伸博君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては33ページとなりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

4目会計管理費につきましては、会計一般管理費の費用となっております。

11節につきましては、事務用品のほか、決算書等の印刷製本費でございます。

12節につきましては、電話料及び口座振り込みの回線利用料並びに公金口座取扱手数料等でございます。

13節につきましては、会計課及び杜の丘出張所で収納をいたしました交付金納付書等を指定金融機関まで警備輸送をいたします業務の経費でございます。

18節につきましては、電子チェクライターの更新をいたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

続きまして、5目財産管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、33ページから34ページをお願いいたします。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センター、南部コミュニティセンター等の施設の管理及び庁舎、公用車、普通財産の管理経費を支出したものでございます。

7節につきましては、施設管理に係る事務補助員、作業員でございます。

73ページをお願いいたします。

もう一点、賃金、巡視員でございます。

11節は、各施設管理の消耗品代、燃料費、印刷代、光熱水費、施設の修繕料、また公用車の燃料代、車検、整備代等でございます。

12節につきましては、各施設、庁舎の電話料金、給水検査料、公用車の車検印紙代、施設の火災保険料、公用車の自賠責損害保険料でございます。

13節は、マイクロバス等の運転業務、各種普通財産の除草等管理業務、吉岡コミセンの窓口業務、消防施設保守点検の管理のほかに、庁舎改修に伴います設計業務費、ネットワーク改修業務費、庁舎南部コミセンの警備、清掃の業務が主な内容となっております。

14節につきましては、旧NTT営業所の借り上げ分、AED、公用車のリース料、テレビの聴取料となっております。

15節は、庁舎関係では、無停電源装置蓄電池交換工事、空冷チラー修繕工事、防災無線室空調機設置工事、電話交換機更新工事、庁舎改修工事の前払い分等を支出してございます。

18節につきましては、机、椅子等の庁用器具及び公用車の購入代でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理協議会及び黒川地区安全運転管理者会の負担金、防火管理者資格取得講習会受講料でございます。

75ページをお願いいたします。

27節につきましては、共用車の購入、車検に伴います重量税でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、6目企画費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、34ページから37ページとなります。

企画費につきましては、広域行政の推進、総合計画の進行管理、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設の管理、防衛施設周辺整備対策、米軍実弾射撃移転訓練等に伴います安全対策、防衛施設周辺整備対策の基金事業、地域活性化事業、町民バス・デマンドタクシーの運行事業、高等学校等通学応援事業、移住定住促進事業、子育て支援住宅整備事業に関します費用となっております。

初めに、1節につきましては、総合計画審議会委員報酬でございます。

3節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練業務等の業務に係ります手当でございます。

8節につきましては、指定管理者候補者選定委員会外部委員謝礼、地域公共交通会議委員の謝金でございます。

9節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償及び移住・定住の視察、東京で開催されました移住フェアへの参加の際の旅費でございます。

11節につきましては、町民バスの修繕料のほか、事務消耗品等でございます。

12節につきましては、テレビ電波共同受信施設の共済分担金、町民バスの自賠責保険料等でございます。

13節につきましては、町民バス・デマンドタクシーの運行业務、光ファイバー網保守業務及び、平成29年度から繰り越しいたしました鶴巣地区子育て支援住宅敷地造成実施設計等業務の完成払いでございます。

14節につきましては、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料でございます。

15節は、テレビ共同受信施設の自立柱の移設工事でございます。

77、78ページをお願いします。

17節は、平成29年度から繰り越しいたしました鶴巣地区子育て支援住宅整備事業用地の完成払い分でございます。

18節につきましては、町民バス1台の更新及び町民バスのバス停12基を更新したものでございます。

19節につきましては、負担金として仙台都市圏広域行政推進協議会のほか10団体への負担金、移住フェアへの出展料。補助金につきましては、ふるさと産品開発協議会への活動費の補助、まちづくり推進委員会として認定団体4団体への補助及び高等学

校通学応援事業の補助金として90人へ、子育て世帯等移住定住応援事業補助金として6件、三世代同居応援事業補助金として同じく6件の交付を行っております。

25節は、防衛施設周辺整備調整交付金を充当し、子ども医療費助成事業基金への積み立て及び基金利子の積み立てでございます。

27節公課費につきましては、更新したバスを含め、町民バス3台分の自動車重量税でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、7目電子計算費は、電子計算機器等の管理運営に要した費用でございます。

説明書は、38ページをご参照願いたいと思います。

最初に、11節は、電算処理関係の消耗品のほか、トナー、データカートリッジ等の消耗品に要した費用でございます。

12節は、インターネット接続料、データ光通信回線網の通信費用、庁舎出先機関通信代でございます。

13節は、ソフトウェアライセンス更新、自治体セキュリティ強靱化対策に係る構築業務委託及び公式ホームページ保守、総合電算処理運用支援保守、電算機器システム総合保守、宮床児童館ネットワーク構築等、庁舎全体にわたるOAシステムの保守業務でございます。

14節は、住民基本台帳税システムの大和町総合行政システムや財務会計、人事給与、施設管理など、情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借上料になります。

19節は、自治体セキュリティクラウド、県高度情報化推進協議会及び宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金、地方共同情報等システム機構交付金であります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、8目出張所費につきましては、杜の丘出張所の管理運営費ございま

す。

9節につきましては、事務連絡の旅費でございます。

11節につきましては、事務用品でございます。

13節につきましては、レジスターの保守点検料でございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

次に、9目交通対策費につきまして、交通安全に係る各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した経費でございます。

説明書は38ページになります。

1節は、交通安全指導員25名に対する報酬でございます。

決算書79、80ページをお願いいたします。

9節は、交通安全指導員の出勤延べ739人分の費用弁償になります。

11節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員用装備用品、新入生用黄色い帽子等に要した費用であります。

12節は、交通安全指導員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

19節は、黒川地域交通安全推進連絡協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金であります。

続きまして、10目無線放送施設管理費につきましては、防災行政無線放送施設の管理運営に要した経費です。

説明書は同じく38ページになります。

11節は、防災行政無線の電気料でございます。

12節は、黒川消防本部との専用回線使用料であります。

13節は、防災行政無線放送施設の年間保守点検業務及び移動系無線設備保守点検業務、Jアラート設備保守点検業務の委託料でございます。

14節は、防災行政無線長者館山再送信局管理用通路土地借上料でございます。

15節は、Jアラート設備の更新工事であります。

19節は、防災無線の電波利用料の負担金でございます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、11目女性行政推進事業費でございます。

説明書は39ページをお願いいたします。

男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図るため、啓発活動等に要した経費でございます。

1節は、男女共同参画推進審議会を開催した報酬であります。

8節は、男女共同参画事業講座の講師謝礼でございます。

決算書81ページをお願いいたします。

9節は、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償で、11節は事務用品等で、食糧費は男女共同参画審議会等のお茶代でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。

これは、賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほかに、消費生活相談員を配置いたしまして、消費生活に係る相談、特殊詐欺等の相談でございますが、迅速かつ適正な処理を図るために要した費用でございます。

7節は、週1回の消費生活相談員1名の賃金であります。

8節は、消費生活講座講師謝礼。

11節は、消費生活啓発用品購入及び啓発用リーフレット作成に要した費用であります。

19節は、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金であります。

次に、13目諸費の総務課分でございますが、防犯対策表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談支援事業に要した費用でございます。

説明書は39ページから41ページをお願いいたします。

1節は、表彰審査委員会委員の報酬でございます。

8節は、結婚相談アドバイザーの謝礼、町政功労者表彰式記念品、人権作文コンクール参加者賞などでございます。

9節は、結婚支援全国セミナー旅費と表彰審査委員の費用弁償でございます。

11節は、表彰式、人権啓発、社会を明るくする運動の啓発用品購入代及び町内に設置しております防犯カメラの電気代に要した費用でございます。また、食糧費は、人

権相談員の昼食代、文化の日の表彰等の茶菓子代金であります。

決算書83ページ、84ページをお願いします。

12節は、結婚相談支援事業、表彰式に要した郵便料金、表彰式の際のクロスのクリーニング手数料、全国町村会総合賠償補償保険料等であります。

13節は、縁結び応援事業委託料と4基分の防犯カメラの保守料でございます。

14節は、婚活縁ジョイバスツアーの車の借上料でございます。

15節は、中町と南中央公園内に設置いたしました防犯カメラを各1基増設したものでございます。

19節、負担金は、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか7団体への負担金、補助金は、大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

同じく13目のうち、財政課の担当分についてご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書は41でございます。

83ページ、14節でございます。このうち、土地借上料が宮床地区駐車場用地の借上料となっております。

19節、補助金のうち613万円が財政課分でございます。宮床、吉田、落合の各財産区特別会計から一般会計へ繰り入れをいたしまして、地域団体へ助成を行ったものでございます。

詳細は、説明の内訳書に記載してございます。ご参照をいただければと存じます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

町民生活課分でございます。

自衛官募集事務費でございます。

9節につきましては、自衛隊家族会連絡協議会の研修旅費でございます。

11節につきましては、コピー代等でございます。

83ページをお願いいたします。

12節につきましては、郵便料金でございます。

19節につきましては、自衛隊家族会補助金でございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

同じく13目につきまして、都市建設課所管分についてご説明申し上げます。

決算書は81ページ、82ページにお戻り願いたいと思います。

成果に関する説明書につきましては、39ページの下段になりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

11節につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料で、防犯灯数2,488基分の電気料並びに機器のふぐあいにより故障した防犯灯28基の修繕に要した費用でございます。

決算書83、84ページをお願いいたします。

15節につきましては、行政区長等からの要望によりまして新設しました12基の設置に要しました費用でございます。新設した防犯灯はいずれも電柱添架によるものです。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

続きまして、2項徴税费でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、41ページから46ページに記載をいたしております。また、平成30年度の町税の課税状況につきましては、18ページから23ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

それでは、決算書83ページでございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1節及び9節につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会に係るものでありますが、平成30年度中には審査の申し出がなく、審査会の開催はなかったものであります。

9節につきましては、審査委員会の研修会参加2名分の費用弁償でございます。

次のページの85ページをお願いいたします。

11節は、消耗品といたしまして、コピー代や参考図書購入及び追録代、固定資産評価審査委員の研修会資料代及び税務証明書用紙等の印刷製本に要した費用でございます。

18節は、庁用器具のシュレッダー購入に要した費用でございます。

19節につきましては、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。

賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務に要した費用でございます。

4節及び7節につきましては、収納の事務嘱託員1名、申告業務におけます事務補助員6人に係ります社会保険料及び賃金でございます。

8節は、賞賜金といたしまして、納税に関するポスターコンクール応募者への記念品、口座振替推進キャンペーン用記念品代、報奨金につきましては、納税貯蓄組合71組合に対します完納報奨金でございます。

9節につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会の職員旅費でございます。

11節は、町民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書等の印刷代、徴収業務に係ります督促状等の印刷代、並びに公用車の整備代、燃料費や事務用品等に要した費用でございます。

12節につきましては、還付通知用のはがき購入費、コンビニクレジット収納、口座振替等に要する手数料、公用車の損害保険料でございます。

13節につきましては、国税連携システム、滞納管理システム運用の各保守業務、確定申告支援システム電子申告対応業務、固定資産税土地評価標準地価下落修正業務、固定資産税基礎資料更新業務、評価がえに向けました固定資産評価支援業務に要した費用でございます。

14節につきましては、地方税電子申告支援サービス、e L T A X対応国税連携シス

テムのサービス利用料、固定資産管理システム、家屋評価システム及び滞納管理システムの機械借上料、有料道路、駐車場使用料に要した費用でございます。

87ページをお願いいたします。

19節につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節は、個人及び法人町民税、固定資産税等の税額の修正等に伴います還付金及び還付加算金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、3項1目戸籍住民基本台帳費は、窓口事務、住民基本台帳戸籍事務、印鑑証明のシステム運営に要する費用でございます。

成果に関する説明書の46ページから48ページをご参照ください。

11節につきましては、事務用品、図書購入費、コピー代、各種申請書、証明書の印刷代でございます。

12節につきましては、電話回線使用料、郵便料金でございます。

13節につきましては、戸籍文字統一化と改元対応作業の業務委託、戸籍システムの保守点検委託料、レジスター、マイナンバー裏面プリンターの保守点検料でございます。

14節につきましては、戸籍システム、マイナンバー裏面プリンターの機械借上料でございます。

18節につきましては、戸籍保管キャビネットの購入と、出張所契印機等でございます。

89ページをお願いいたします。

19節につきましては、県戸籍住基事務協議会への負担金及びマイナンバーカードの事業の事務員のJ-LISに係る交付金でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、4項選挙費は、選挙管理委員会の開催、選挙啓発に要した費用になります。説明書は48ページになります。お願いいたします。

1目選挙管理委員会費の1節及び9節は、委員4名の報酬及び費用弁償。

11節は、参考図書、事務用品消耗品等でございます。

次に、2目選挙啓発費でございます。

選挙ポスターコンクール、黒川高等学校での出前講座等の実施に要したものでございます。

8節は、選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代等でございます。

9節は、明るい選挙啓発大会参加に伴う費用弁償。

14節は、その際の駐車料金でございます。以上でございます。

議長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書については49ページとなります。

平成30年度は、毎年行われます工業統計調査、そして5年に1回の住宅・土地統計調査が実施され、それに係ります経費、また本年度実施されます経済センサス基礎調査及び農林業センサスの準備のための費用となっております。

初めに、1節及び9節につきましては、統計調査員、指導員に係ります報酬、費用弁償でございます。

3節につきましては、各統計調査事務に従事した部分の時間外勤務手当でございます。

11節につきましては、調査実施に当たり、調査員に配付する事務用品のほか、食糧費につきましては、調査員を対象とした説明会の際のお茶代でございます。

12節につきましては、調査員連絡用の郵便料、電話代でございます。

91ページ、92ページをお願いします。

19節につきましては、県統計協会への負担金及び町統計調査員協議会への運営事業補助金でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、6項1目監査委員費の主な支出についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、49ページをお願いいたします。

監査委員費は、監査委員、職員の人件費及び各種会計の監査に要する経費でございまして、例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政支援団体に対する監査、他に視察研修会参加費用に要したものでございます。

1節は、監査委員2名に対する報酬でございます。

9節は、監査委員の費用弁償及び研修会参加旅費と職員の旅費でございます。

11節は、コピー代、参考図書購入代等でございます。

19節は、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

午前 11時55分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

それでは、3款民生費でございます。

決算書につきましては、91、92ページでございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会への支援、生活保護等事務費及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出

し等に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書50ページからでございますので、あわせてご参照をお願いいたします。

1節につきましては、民生委員児童委員の欠員補充に伴います民生委員推薦会委員の報酬でございます。

93ページ、94ページをお願いいたします。

7節につきましては、生活保護相談員及び事務補助員の賃金でございます。

8節につきましては、地域福祉計画策定委員会委員の報酬及び地域福祉おこし研修会の講師謝礼でございます。

9節につきましては、民生委員推薦会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、事務用品及びコピー代等の消耗品費及び公用車の燃料代、民生委員会推薦会開催時のお茶代でございます。修繕料につきましては、公用車の車検整備代でございます。

12節、通信運搬費につきましては、電話回線の使用の通信費用、広告料につきましては、行旅死亡人に伴います身元不明者の公告としての官報への掲載料でございます。手数料につきましては、行旅死亡人に伴います死体検案書の作成料及び公用車の車検手数料、自動車損害保険料につきましては、公用車の損害保険料でございます。

13節につきましては、セラピー広場の管理業務委託及び地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務等に要した委託料でございます。

19節につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター、大和町遺族会への補助金でございます。

20節につきましては、火災見舞金として2件の一時扶助、行旅死亡人に伴います一時扶助に要した費用でございます。

25節につきましては、長寿社会対策としての基金利子分の積み立てでございます。

27節につきましては、公用車車検時に要しました重量税でございます。

95、96ページをお願いいたします。

28節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては51ページとなります。

老人福祉費につきましては、生き生きサロン、老人クラブ、シルバー人材センターへの支援、敬老事業、高齢者の生活支援事業、高齢者タクシー等に要した費用でございます。

4節及び7節につきましては、高齢者タクシーの申請受付事務に伴います事業補助員の社会保険料及び賃金でございます。

8節につきましては、各地区敬老会開催に伴いますアトラクション謝礼及び敬老者への記念品等でございます。

11節につきましては、コピー料金等の消耗品費、敬老会開催に伴います敬老者及びボランティアなどの食糧費及び名簿等の印刷製本費でございます。

12節につきましては、敬老会案内状の送付に係ります通信運搬費及び大和町シルバー人材センター移転に伴います電話回線移設の手数料でございます。

13節につきましては、在宅の高齢者等を対象としました寝具乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業等に要した委託料でございます。

15節につきましては、大和町シルバー人材センター移転に伴います電気設備工事費でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの賛助会費、黒川地域行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費でございます。補助金といたしましては、町内53地区で実施のとなりぐみ活き生きサロンへの補助金及び大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ、老人クラブ連合会への助成金でございます。

20節につきましては、80歳以上の方への敬老祝い金及び100歳の方に対します特別敬老祝い金、介護用品購入助成費用、養護老人ホーム等入所者の保護措置費用、高齢者タクシーの利用助成費用でございます。

22節につきましては、大和町シルバー人材センター移転に伴います事務所移転補償金でございます。

97、98ページをお願いいたします。

23節につきましては、平成29年度介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業補助金の償還金でございます。

28節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への町の介護給付費等法定負担分及び人件費等を繰り出したものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、3目は国民年金費でございます。

成果に関する説明書53ページを参照ください。

11節につきましては、事務用品、コピー代などでございます。

12節につきましては、電話回線料、郵便料金でございます。

13節につきましては、届け出等の電子化に伴います改修費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長（櫻井修一君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書54ページをご参照願います。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児及び障害者への給付、障害者交通費助成などに要しました費用でございます。

7節は、聴覚障害者の窓口等の手続及び相談時の手話通訳者、福祉タクシー事業の事務補助員の配置に係ります賃金でございます。

8節は、身体障害者及び知的障害者の相談員、障がい者福祉計画推進協議会委員、障害者支援区分認定調査委員等への謝金でございます。

9節は、障害支援区分認定調査委員の費用弁償でございます。

11節は、事務消耗品、ガイドブック及び福祉タクシー周知用チラシ印刷などに要しました費用でございます。

12節は、主治医意見書作成及び判定手数料、国保連合会への介護給付費請求の審査支払い手数料、システム改修の通信費などに要しました費用でございます。

決算書99ページをお願いいたします。

13節は、障害福祉システムの保守、障害者総合支援法改正及び障害者福祉システム番号制度に対応したシステム改修、障がい者等基幹機能型相談支援事業、意思疎通支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援事業、地域活動支援センターの運営業務に要しました委託料でございます。

14節は、障害福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節は、黒川行政事務組合への障害者自立支援審査会負担金、補助金といたしまして、町身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会に対します運営補助、身体障害者用

自動車改造費助成、運転免許取得助成、自発的活動支援事業団体への助成金でございます。

20節は、在宅酸素濃縮器利用助成、障害児及び障害者への日常生活用具、更生医療、補装具、難聴児補聴器購入、居宅介護やショートステイ、グループホーム入所・通所並びに放課後デイサービス、福祉タクシー助成等に要しました費用でございます。

23節は、平成29年度分の障害者扶助費の補助金確定に伴います償還金でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、57ページからとなります。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターひだまりの丘の維持管理費等に要した費用でございます。

11節の消耗品につきましては、センター関係の事務用品等の購入費、燃料費、光熱水費につきましては、センターの維持管理に要しました燃料、電気料等の費用、修繕料につきましては、センター内食堂・浴室の照明器具交換等の修繕に要した費用でございます。

12節につきましては、電話料、受水槽の水質検査に係る手数料及びセンター火災保険料に要した費用でございます。

101、102ページをお願いいたします。

13節につきましては、総合案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

14節につきましては、センター内にあります食堂の業務用食器洗浄機及び空調設備故障対応によります簡易冷房機の借上料及びテレビ聴取料でございます。

15節につきましては、センター内エレベーター撤去新設工事及び浴槽ろ過装置周り交換工事等でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、6目は後期高齢者福祉総務費でございます。

後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節につきましては、県後期高齢者医療広域連合への町負担金でございます。

28節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰り出しでございます。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

続きまして、7目臨時福祉給付事業費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては58ページとなりますので、よろしくお願ひします。

臨時福祉給付事業費につきましては、平成26年4月の消費税の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者の方に対し、制度的な対応が行われるまでの暫定的、臨時的な支給を行うために要した費用でございます。

23節につきましては、平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費及び事務費の事業実績報告に伴います精算分の償還金でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

それでは、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましてであります。

主要な施策の説明書58ページから60ページをお願ひいたします。

児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策事業、心身障害者医療費

助成事業、幼稚園就園奨励・教育振興事業、児童支援センター事業に要する経費であります。

1節につきましては、子ども・子育て会議の委員への報酬でございます。

決算書103ページから104ページをお願いいたします。

7節につきましては、あんしん子育て医療費助成事務補助員、心身障害者医療費助成事務補助員、子育て支援課臨時事務補助員、そして生活家庭相談員に要した経費でございます。

8節につきましては、未就学児童向けのことばの教室の指導員への謝金及び大和町虐待防止対策地域連絡協議会委員への報償費でございます。

9節につきましては、子ども・子育て会議委員への費用弁償でございます。

11節につきましては、コピー代、図書追録代、事務用品購入代、公用車の燃料費、要保護実務者会議及び子ども・子育て会議の際のお茶代、医療費受給者証、子ども・子育て情報誌の印刷代、児童遊園の水道等の光熱水費、修繕料については児童遊園の修繕でございます。

12節につきましては、あんしん子育て医療費助成事務及び児童手当、心身医療事務に係る郵便料、児童遊園の水道開栓手数料、児童支援センターの電話代、公用車の損害保険料でございます。

13節につきましては、児童支援センター運營業務の委託及びあんしん子育て医療費、未熟児医療費の審査及び支払い事務の委託、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る委託、私立幼稚園就園奨励費補助システムの元号が変わることへの改修に要したものの、児童支援センターのエアコン等の清掃に要した費用及び児童遊園の遊具点検、除草作業等施設管理に係る業務の委託に要したものでございます。

14節につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務に係りますシステム機器の賃借料、児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通行料、また駐車場の使用料でございます。

15節につきましては、下町児童遊園のフェンスが老朽化したため、撤去新設に要したものでございます。

決算書105ページ、106ページをお開きください。

19節につきましては、子育て支援サークル・団体への補助、幼稚園就園、教育振興事業として町内にあります幼稚園への助成、私立幼稚園に通園する町内在住の通園児の保護者に対して助成を行ったものでございます。

20節につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療

費の助成でございます。

23節につきましては、平成29年度分未熟児養育医療費補助金の精算に伴う償還金でございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書については60ページを参照していただきたいと思っております。

児童措置費のうち子育て支援課所管分についてご説明いたします。

児童手当支給事務でありまして、ゼロ歳から15歳までの児童を対象に児童手当を支給した経費でございます。

まず7節につきましては、児童手当支給事務補助員の賃金でございます。

11節につきましては、事務用品、児童手当現況届け出等の印刷製本費でございます。

12節につきましては、児童手当現況届け出の通知の郵便料となります。

13節につきましては、児童手当施行規則の改正と新元号に対応するためのシステム改修に要した経費でございます。

20節につきましては、児童手当の支給でございます。

23節につきましては、平成29年度児童手当補助金の精算に伴う償還金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、町民生活課分でございます。

成果に関する説明書は同じく60ページでございます。

11節につきましては、誕生カードの台紙代等でございます。

20節につきましては、第3子以降育児応援祝金事業でございます。出産祝い金44人、小学校入学祝い金36名、中学校入学祝い金26名に支給したものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、3目母子福祉費でございます。

説明資料は、同じく60ページとなります。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭医療費助成事業、母子父子対策事業に要する経費でございます。

11節につきましては、コピー代、事務用品購入代、受給者証の印刷代でございます。

12節につきましては、受給者証等の郵送に係る経費でございます。

決算書は107ページ、108ページをお願いいたします。

19節につきましては、大和町母子福祉会への助成でございます。

20節につきましては、母子父子家庭医療費助成で、対象者739名への助成でございます。

続きまして、4目保育所費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書61ページから62ページとなります。

保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所の管理運営と民間認可保育所の整備及び私立保育園の各園の運営委託及び一時預かり、延長保育等に要した費用でございます。

1節につきましては、もみじヶ丘保育所の嘱託医としまして小児科医と歯科医への報酬でございます。

7節につきましては、保育士、用務員の臨時職員に係るものの経費でございます。

8節につきましては、もみじヶ丘保育所の退所児童への記念品、また運動会の際の賞品に要したものの、保育所入所選考会委員への報償費でございます。

9節につきましては、保育所職員の研修等の旅費でございます。

11節につきましては、コピー代、事務用品購入代、ガス代、灯油代、来客用お茶代、保育所入所通知等の印刷代、電気代、水道代、施設の小破修繕、給食の賄い材料を購入したものです。

決算書109ページから110ページをお願いいたします。

12節につきましては、もみじヶ丘保育所の電話料、郵便料、クリーニング、エアコン・ヒーター等の施設の点検、保育料の口座振替に係る手数料、あと施設の火災保険料でございます。

13節につきましては、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園への運営費の委託費、もみじヶ丘保育所の調理業務、清掃業務、改修設計業務、消防設備点検及び警備業務に係る経費でございます。また、保育料管理システムの新元号対応に伴

う改修に要した経費でございます。

14節につきましては、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機のリース、遠足の際のバス借り上げ、清掃用具のレンタル料でございます。

次に、15節につきまして、こちらはもみじヶ丘保育所のホール、保育室の床及びトイレ、外壁等の改修工事に要した経費であります。

18節につきましては、オルガンを購入した経費でございます。

19節につきましては、小規模保育事業、事業所内保育事業への給付負担金及び各種協議会、研修会に係る負担金。補助金につきましては、民間認可保育所整備に係る費用、認可外保育施設を利用した保護者に対する利用料の補助を行ったもの。また、低年齢児保育施設助成事業としまして、認可外保育施設に対して運営経費の一部を補助したもの。また、一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園に補助いたしましたものでございます。

23節につきましては、平成29年度子ども・子育て支援交付金事業及び保育所運営費の精算確定によります国・県への補助金の償還でございます。

続きまして、5目児童館費でございます。

主要な施策の説明書63ページをお願いいたします。

児童館費につきましては、7児童館の管理運営事業に要した経費と、放課後児童クラブに要した経費でございます。

1節につきましては、7児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。

決算書111ページ、112ページをお願いいたします。

7節につきましては、児童館除草作業員の賃金と4児童館の児童厚生員と宮床児童館の用務員の賃金でございます。

8節につきましては、各児童館の特別開館時における行事等の講師の謝金でございます。

9節につきましては、運営委員会の委員の費用弁償、児童館職員の研修に係る旅費でございます。

11節につきましては、消耗品の購入代、ガス代、灯油代、来賓用のお茶代、電気・水道・施設の小破修繕に要した経費でございます。

12節につきましては、電話・郵便・検便の手数料、各施設の火災保険、施設賠償責任保険料でございます。

13節につきましては、よしおか放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営業務、宮床児童館の建設施工監理業務、各児童館の消防施設

点検などの業務委託を行ったものでございます。

14節につきましては、各児童館のAED及び印刷機械のリース料でございます。

15節につきましては、宮床児童館整備事業、もみじヶ丘児童館のエアコン交換、軒天改修、屋根の防水工事、よしおか放課後児童クラブの保育室の床、歩道の改修に要した費用でございます。

18節につきましては、宮床児童館整備に伴い、遊具、図書、電化製品等ともみじヶ丘児童館の幼児室への遊具を購入した経費でございます。

19節につきましては、県児童館連絡協議会、防火管理者協議会の負担金。補助金につきましては、児童館母親クラブに対する補助金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長 （櫻井修一君）

続きまして、決算書113、114ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資繰出金、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出しに要しました費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書64ページからあわせてご参照をお願いいたします。

1節は、食育推進会議開催時の委員報酬でございます。

7節は、乳幼児健診、育児相談、妊産婦及び新生児訪問指導等に係ります保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、助産師、心理相談員に要しました賃金でございます。

8節は、保健推進及び健康たいわ21推進大会の謝礼、推進委員会開催時の委員報酬、各種健診時の医師・心理相談員・助産師への謝礼、献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本とバッグ購入等に要した費用でございます。

決算書は115、116ページをお願いいたします。

9節は、食育推進会議及び健康たいわ21プラン推進委員会開催時の費用弁償、保健師の研修等に要した費用でございます。

11節は、健康づくり推進事業、母子健康手帳交付、乳幼児健診及び各種健診時の消

耗品、封筒などの印刷、公用車の燃料費及び車検整備等に要しました費用でございます。

12節は、訪問時に携帯します携帯電話の料金、公用車の損害保険料及び車検手数料のほか、各種健診時に使用いたしましたシーツ等のクリーニングに要しました費用でございます。

13節は、休日の当番医、妊婦及び乳幼児の健診、訪問指導、乳幼児健診時の聴覚検査、健康づくりモデル事業等に要しました費用でございます。

14節は、親子ふれあい教室のバス借上料、乳幼児等のケア会議に出席した際の高速道路の使用料でございます。

18節は、健診用の座卓及び乳幼児健診用の身長・体重計の購入に要した費用でございます。

19節は、黒川地域行政事務組合への黒川病院及び黒川浄斎場の負担金のほか、各種医療対策委員会等への負担金でございます。また、補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への運営補助金でございます。

20節は、里帰り等妊婦健診助成に要した費用でございます。

24節は、水道事業会計への出資金でございます。

27節は、公用車の自動車重量税でございます。

28節は、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。続きまして、2目予防費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書71ページからご参照願います。

予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要しました費用でございます。

決算書117、118ページをお願いいたします。

7節は、健診準備の事務補助員、各種予防接種及び健診、健康教育等におけます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等に要しました賃金でございます。

8節は、地区健康づくり事業の講師謝礼、各種予防接種時の医師及び予防接種健康被害調査会委員への謝礼でございます。

11節は、各種健診及び地区健康づくり事業に要しました事務用品等の消耗品、医薬材料費の購入、各種健診の封筒及び健診票、申込書、クーポン等の印刷に要しました費用でございます。

12節は、各種健診等の受診票及び結果表、各種予防接種の郵送に要しました費用でございます。

13節は、予防接種法に基づく各種予防接種、健康増進法に基づきます基本健診及び各種がん検診等に要しました委託料でございます。

14節は、職員の研修に参加時の駐車場使用に要しました費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

続きまして、3目の環境衛生費でございます。

町民生活課分でございます。

環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、公害対策、狂犬病予防、環境マネジメント推進に要しました費用でございます。

成果に関する説明書75ページから77ページを参照ください。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金でございます。

8節につきましては、環境美化推進委員への謝礼でございます。

119ページをお願いいたします。

9節につきましては、環境衛生組合連合会研修などの職員旅費でございます。

11節につきましては、防疫薬剤のほか事務用品、臨時粗大ごみ周知チラシ印刷代、防疫機器の修繕費等でございます。

12節につきましては、空き地除草通知の通信費、公用車の保険料でございます。

13節につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理、不法投棄監視パトロール及び撤去作業、河川水質検査、振動や騒音測定、狂犬病予防注射、機密文書処理及び紙リサイクル処理委託経費に係る業務委託費でございます。

14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借上料でございます。

19節につきましては、環境衛生組合連合会、黒川食品衛生協会大和支部への補助金、みやぎグリーン購入ネットワークへの負担金でございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課分でございます。

117、118ページにお戻り願います。

こちらについては、環境計画推進事業に関する費用でございます。

初めに1節につきましては、環境審議会委員の報酬でございます。

次、119、120ページをお願いします。

9節につきましては、環境審議会委員の費用弁償でございます。

11節のうち食糧費として環境審議会開催時の飲み物代でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、2項清掃費、1目廃棄物処理費でございます。

一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場の維持管理に要した費用でございます。

成果に関する説明書77ページから79ページを参照ください。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

8節につきましては、44団体に対する資源回収の奨励金でございます。

9節につきましては、審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、クリーンステーション用の看板、コンテナ購入代、修繕費は吉岡南30カ所のクリーンステーションの塗装、ストックヤード入り口の舗装をしたものです。また、ごみ収集計画表、納入通知の印刷に要した経費でございます。

12節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料でございます。

121ページをお願いいたします。

13節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務及び山田埋立場の除草作業の委託料でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処理場の運営経費の負担金のほか、クリーンステーション整備補助金でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、80ページから81ページとなります。あわせてご参照をお願いいたします。

農業委員会活動に要した経費でございます。

1節につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

4節、7節につきましては、事務補助員3カ月分に要した経費でございます。

9節につきましては、農業委員会総会出席及び総会案件の現地調査の費用弁償及び農業委員等の先進地視察研修旅費でございます。

10節につきましては、農業委員会会長交際費でございます。

11節につきましては、消耗品費はコピー代ほかの事務用品でございます。燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農業委員会日より及び農地転用の印刷代等でございます。

123ページ、124ページをお願いいたします。

12節につきましては、郵便料金でございます。

13節につきましては、農地台帳システム保守点検委託でございます。

14節の車借上料につきましては、農業委員等の先進地視察の際のバス借上料でございます。有料通行料は先進地視察の際の高速道路通行料でございます。

19節、負担金といたしましては、宮城県農業会議及び仙台地方及び黒川地域連合会負担金でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会及び大和町農業者年金加入者協議会への補助金でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、2目農業総務費のうち財政課関係分についてご説明申し上げます。

所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田及び落合ふるさとセンターの施設管理運営費でございます。

成果に関する説明書につきましては、81ページをお願いいたします。

7節につきましては、吉田ふるさとセンター環境整備作業員の賃金でございます。

11節につきましては、各施設の管理用の消耗品代、電気料・水道料金等の光熱水費、施設の設備・備品等の修繕料、和室のふすま張りかえ、消防設備やエアコンの修繕、トイレ修繕、給水管の修繕等でございます。

125ページをお願いいたします。

12節につきましては、電話料金の通信費、ハチの巣駆除の手数料、施設の火災保険料でございます。

13節につきましては、町民研修センター窓口業務、日直巡視業務、清掃業務、暖房設備保守点検、消防設備点検、それから浄化槽維持管理業務等の委託料でございます。

14節につきましては、AEDのリース料、テレビの放送受信料、施設管理用清掃マット借り上げでございます。

15節につきましては、宮床基幹集落センターの玄関扉塗装工事、研修センターの暖房機更新工事、トイレ洋式化工事、建具修繕工事等でございます。

18節につきましては、テレビの購入代でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、2目農業総務費のうち農林振興課分所管についてご説明を申し上げます。

成果に関する説明書につきましては、81ページでございます。

決算書のほうは、123、124ページのほうにお戻りをお願いいたします。

8節報償費につきましては、JAあさひなの農協祭りにおけます農産物料理品評会の副賞代でございます。

11節でございます。11節、消耗品費につきましては、ふれあい農園の管理用品消耗代、消耗品費などでございます。燃料費につきましては、公用車燃料代及び宮床ふれあい農園の管理機の燃料代でございます。光熱水費は、宮床ふれあい農園管理機の水道電気代でございます。

決算書125、126ページをお願いいたします。

12節、手数料は、公用車更新に伴います登録手数料でございます。自動車損害保険料は公用車自賠責及び任意保険料でございます。保険料は、宮床ふれあい農園管理棟の建物共済費でございます。

13節委託料は、ふれあい農園の管理施設の業務委託及び施設内の合併処理浄化槽の管理清掃業務委託料でございます。

18節は、公用車の購入代金でございます。

19節、負担金は、公益社団法人みやぎ農業振興公社原種苗事業に対する負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

27節につきましては、公用車購入に伴います自動車重量税でございます。

次に、3目農業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては、81ページから83ページでございます。

こちらにつきましては、農業の振興に要した経費ということで、農業制度資金利子補給事業、水稻病虫害防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、たいわ産業まつり事業、農業経営改善支援活動事業、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リース等事業及び有害鳥獣対策に要した経費でございます。

1節につきましては、鳥獣被害対策実施隊員38名の報酬でございます。

8節は、農業改善相談支援チーム会員の報償費でございます。

9節の特別旅費は、大和町認定農業者連絡会先進地視察に係る14名分の旅費及び職員の旅費でございます。

11節につきましては、消耗品費はコピー代、イノシシ捕獲用のくくりわな100基、燃料費は公用車の燃料代でございます。

127ページ、128ページをお願いいたします。

12節、通信運搬費は、有害鳥獣の連絡用の携帯電話の通信運搬費に要した経費でございます。

13節委託料は、28年度、29年度大和町農業地域整備計画変更業務委託料に係る完成払いでございます。

続きまして、19節、負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会、県中山間地域活性化推進協議会、全国中山間地域振興対策協議会、県青果物価格安定相互補償協会及び町有害鳥獣被害対策協議会への負担金でございます。補助金につきましては、農業制度資金利子補給、黒川農作物病虫害防除推進事業、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会、多面的支払交付金、

農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業への補助でございます。

また、JAあさひな農協としましての補助としましては、農地等環境保全対策事業、通称野鼠駆除でございます。それから、産直リースハウス事業、曲がりネギ管理機導入事業、加工業務用野菜生産対策事業、さらには狩猟免許取得・更新に係る費用の一部の助成を行っておるところでございます。

次に、4目畜産業費でございます。

成果に関する説明書は83ページをお願いいたします。

町畜産振興協議会を通しまして、畜産農家への予防接種及び枝肉共励会等への支援、管内肉用牛素牛保留等に対する支援、農林業系汚染廃棄物処理業務に要したものが主な経費でございます。

13節委託料につきましては、汚染牧草収集運搬業務及び重量測定及び放射線の濃度測定、汚染牧草の堆肥化業務の委託に要した経費でございます。

19節、負担金は、大和町畜産協議会及び宮城県畜産協会への負担金、補助金は、繁殖牛・子牛事故共済事業及びあさひな農協管内の肥育素牛販売対策事業への補助金でございます。

25節積立金は、肉用牛貸付運営基金の積立金利子でございます。

次に、5目農地費でございます。

成果に関する説明書は84ページになります。

排水機場洪水調整事業、土地改良施設維持管理適正化事業、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業に要した経費でございます。

7節賃金は、農業用施設環境対策として、もみじヶ丘ため池及び周辺フェンスの除草作業に要したものでございます。

8節は、本年度から県営事業で行います嘉太神ダム改修工事に伴います水利権者からの施工同意書を八志田堰ほか3水利組合所に対して依頼した際の謝礼でございます。

9節は、職員の旅費でございます。

11節、消耗品は、ニジマスの稚魚放流代、ため池注意喚起看板購入、そのほか事務用品代でございます。印刷製本費は、農業農村整備計画のカラーコピー代でございます。光熱費は、農道橋の照明灯の電気料、修繕料は、農道相川八幡堂線路面補修及び竹林川にございます鼠谷樋管の門柱修繕でございます。

12節役務費は、ため池など248カ所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。

13節は、杜の丘ため池の管理業務、鳥屋堰空気漏れ原因調査及び部品交換の業務、

相川堰幹線用水路測量業務に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、建設物価版のデータの利用料でございます。

15節工事請負費は、相川堰修繕、相川堰幹線用水路のり面工事、鼠谷樋管管理用通路の修繕工事でございます。

16節原材料費は、農道補修用の碎石・アスファルト合材の購入経費でございます。

19節、負担金は、吉田川流域大和町外3市3カ町村組合、大衡村外1町牛野ダム管理組合、宮城県土地改良事業団連合会、八志田堰用水路改修工事の工事負担金、補助金は、大和町土地改良区への排水機場洪水調整及び土地改良施設維持管理適正化事業への補助金でございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。

成果に関する説明書は84ページ、85ページでございます。

こちらにつきましては、経営所得安定対策に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作に要した経費でございます。

7節賃金につきましては、転作現地確認の際の経費でございます。

8節につきましては、報償費は人・農地プランの検討委員会6名の謝礼でございます。

11節、消耗品費につきましては、転作現地確認のための事務用品代、食糧費につきましては、経営安定所得対策交付金申請説明会、集落代表者説明会等の際のお茶代でございます。

12節、通信運搬費は、郵便料でございます。

13節委託料は、経営所得安定対策支援システム保守に係る業務委託料、水田農業先進地視察研修業務委託でございます。

続きまして、131ページ、132ページをお願いいたします。

14節、機械借上料は、経営所得安定対策支援システムウェア賃借料、車借上料につきましては、転作現地確認の際の車借上料でございます。

19節、補助金は、大和町地域水田農業推進協議会への補助として、水田農業構造改革対策支援事業、集落内で話し合いの経費としての水田農業ビジョン推進事業、集団営農用機械整備事業、大規模水稻直播栽培団地育成事業、集落営農組織支援事業及び園芸特産重点化整備事業に係る補助金でございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費でございます。

成果に関する説明書は85ページでございます。

林業の振興、林道の管理、林道高倉線の修繕・除雪、森林管理巡視業務、森林病害虫対策、民有林育成対策推進事業に要した経費でございます。

7節賃金につきましては、林道鍛冶屋敷線、一本杉線ほかの林道の除草及び支障木の除去に係るものでございます。

11節の消耗品は、事務用品、現地の作業服代などでございます。食糧費は、会議の際のお茶代でございます。修繕費は、林道高倉線、ワイナリー付近ののり面修繕でございます。

13節委託料は、森林管理巡視業務、森林病害虫等防除事業、南川ダム千本桜の維持管理事業、蛇石せせらぎの森管理業務、林道大平桑沼線の除草業務、森林情報管理システム台帳及び保守管理、町道旦ノ原線からワイナリーまでの林道高倉線の側溝の土砂撤去業務及び林道高倉線の除雪業務に要した経費でございます。

15節工事請負費は、こちらも林道高倉線、高倉山の中腹でございますけれども、大雨で洗掘された箇所への修繕工事に要しました費用でございます。

16節につきましては、林道補修用の碎石及び融雪剤の購入代金でございます。

19節、負担金は、宮城県林業振興協会、宮城県緑化推進委員会会費、日本さくらの会、一般社団法人林道林業安全協会等への会費負担金、補助金は、民有林育成対策事業、森林保全推進事業及び町森林地域振興協議会への補助金でございます。

次に、3項1目水産業振興費でございます。

成果に関する説明書は86ページになります。

こちらにつきましては、30年度からの新設科目となりますが、宮城県と連携をいたしまして、大和町発祥の伊達いわなの知名度向上及び販売拡大のためのPR事業を行っております。

133ページから134ページをお願いいたします。

11節、消耗品費につきましては、伊達いわなPR用ののぼり旗作成、試食イベント及び展示用伊達いわなの購入代金でございます。印刷製本費につきましては、伊達いわなリーフレット作成、展示用水槽のラッピングのシール代でございます。委託料につきましては、伊達いわなのPR用縫いぐるみを作成してございます。

18節備品購入費につきましては、伊達いわな展示用水槽2基を購入したもので、役場前と吉岡宿本陣案内所へ設置しているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時15分からといたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長文屋隆義君。

商工観光課長（文屋隆義君）

続きまして、商工部門についてご説明させていただきます。

決算書は引き続き133ページになります。

成果に関する説明書は87から88ページになります。

6款1項1目商工総務費につきましては、人件費と管理費、管理事務費でございます。

2目商工振興費でございます。

商店街活性化対策事業として、くろかわ商工会、大和まるごと市及び空き店舗活用創業者への助成のほか、中小企業振興資金の融資制度、工場立地及び企業誘致対策に要した経費でございます。

7節は、第一仙台北部中核工業団地内ののり面除草作業に要したものでございます。

8節は、企業等連絡懇話会での講師謝礼であります。講師を懇話会の会員にお願いしたことにより、支出がなかったものでございます。

9節は、職員の企業訪問及び企業立地セミナー等への参加に要したものの。

11節は、コピー代、事務用品等の消耗品費、食糧費は大和町企業等連絡懇話会の飲食代でございます。

135ページをお願いいたします。

修繕料は、大和リサーチパーク内、大和流通工業団地内及び大和インター入り口の企業案内看板の修繕に要した経費でございます。

14節は、企業訪問等の際に有料道路等を使用しなかったため、支出がなかったものでございます。

19節の負担金は、中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会及び宮城県企業立地セミナー実行委員会に要したものの、補助金は、くろかわ商工会に対する経営改善普及事業、地域総合振興事業等への補助及び割増商品券発行事業に係る割り増し分の補助、大和まるごと市及び店舗取得改修推進事業への補助、中小企業振興資金等への利子補給、企業立地奨励金4件、用地取得奨励金2件、雇用促進奨励金1件、用地取得助成金1件に要したものでございます。

21節は、中小企業振興資金貸付預託金でございます。

22節は、宮城県信用保証協会への中小企業振興資金損失補償料であります。支出がなかったものでございます。

次に、3目観光費でございます。

成果に関する説明書は89から90ページになります。

船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの支援、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7節は、船形山登山道、升沢及び七ツ森遊歩道の除草、倒木処理作業、升沢避難小屋の管理に要したものの。

11節の消耗品費は、コピー代、消耗品代、燃料費は公用車の燃料代、光熱水費は旗坂野営場トイレの電気料金、修繕料はあさひな湖畔公園トイレ、南川湖畔生産物直売所壁及び旗坂野営場受水槽等の修繕に要したものの。

12節の手数料は、旗坂野営場給水施設水質等検査、七ツ森自然遊歩道入りロトイレ建築確認申請、祭りはんてんのクリーニング代、火災及び自動車損害保険料は、商工観光課管理の町有建物と公用車の災害共済分担金、保険料は、尾花沢市花笠まつりと花巻市石鳥谷まつりの参加者に要したものでございます。

13節、業務委託料は、七ツ森登山散策マップ印刷、アサヒナサブロー着ぐるみ制作、蛇石せせらぎ公園土砂撤去、七ツ森自然遊歩道入りロトイレ実施設計、吉岡宿本陣案内所観光案内、観光PRバスツアー広告掲載運行業務、南川、宮床ダム周辺の公園管理等の業務、四十八滝運動公園、七ツ森ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園及び七ツ森陶芸体験館の指定管理料に要したものの、施設備品管理委託料は、旗坂野営場の維持管理に要したものでございます。

14節は、吉岡宿本陣案内所の賃借料、船形山入山届ポスト設置場所の借用代、尾花沢市花笠まつり参加に係るバス借り上げに要したものの。

15節は、花野果ひろば七ツ森駐車場の区画線設置工事、升沢遊歩道の五宝橋及びか

け橋の修繕工事、七ツ森体験館及び七ツ森ふれあいの里屋根塗装修繕工事に要したものの。

137ページをお願いいたします。

繰越明許費は、平成29年度旗坂野営場ブロワ配管修繕工事に要したものでございます。

19節、負担金は、宮城県観光連盟、みやぎまるごとフェスティバル、仙台・宮城観光キャンペーン、東北・みやぎ復興マラソン・復興マルシェ、黒川地域地場産業振興協議会及び船形連峰御所山連絡協議会等に要したものの、補助金は、大和町観光物産協会、七ツ森湖畔公園花まつり、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつり及び島田飴まつり花嫁道中イベントに要したものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、7款土木費でございます。

土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、住宅の維持管理、建設に係る費用でございます。

成果に関する説明書につきましては、91ページから95ページになりますので、あわせてご参照願います。

では、初めに1項1目土木総務費でございます。

7節につきましては、事務補助員1名の賃金でございます。

11節は、コピー料金、法令図書等の追録及び参考図書の購入及び道路用地等の説明会の際のお茶代に要した費用でございます。

12節は、道路パトロール及び災害時等の連絡に使用しました携帯電話3台分の通信料に要した費用でございます。

13節は、町道23路線5.41キロメートルの道路台帳作成及び修正業務、国土調査の訂正に伴う測量等に要した費用でございます。

14節は、高速道路の通行料ほか登記事務の際の駐車場使用料及び建設物価調査会等への著作権使用料でございます。

決算書139ページ、140ページをお願いします。

16節につきましては、土地境界立ち会い用資材の購入に要した費用でございます。

19節は、宮城県道路協会ほか11の各種協会等への負担金でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、山間部等の町道40路線49.81キロメートルを地元17行政区に年2回の除草作業を委託した費用のほか、町道の補修、側溝の清掃、除雪の補助作業等に要した費用でございます。

11節は、コピー料金、道路照明灯に係る電気料、公用車両等の燃料代及び修繕料、バスターミナルに係る電気料、上下水道料金のほか徐融雪PR用チラシ印刷代に要した費用でございます。

12節は、公用車に係る保険料、バスターミナルの火災保険料等に要した費用でございます。

13節は、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹の剪定、道路清掃、土砂撤去等に係る業務、並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。

14節は、町道南青木柴崎線ほかの土地借り上げに要した費用でございます。

15節は、町道台ヶ森線ほか12路線の舗装修繕及び町道杜の丘1丁目2号線ほか7路線の舗装クラック修繕、町道大崎三ノ関線ほか1路線の側溝修繕のほか、町道町頭2号線側溝修繕工事の前払い金に要したもの、また、繰越明許費による町道台ヶ森線舗装修繕工事に要したものでございます。

16節は、碎石・アスファルト合材等道路維持補修用の資材、道路附属物の資材及び融雪剤の購入に要した費用でございます。

18節につきましては、道路維持管理用小型発電機1台の購入に要した費用でございます。

決算書141、142ページをお願いします。

27節につきましては、都市建設課所管の車両5台分の重量税でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費でございます。

説明書につきましては、92、93ページをご参照願います。

11節につきましては、コピー料金、図面の複写機に係る消耗品、積算参考図書購入等に要した費用でございます。

12節は、町道幕柳大平線、道路改良事業に伴います不動産鑑定完了払い及び分筆登記の前払いでございます。

13節は、国土交通省補助事業としまして、町道山田小鶴沢線にかかります入ノ沢橋ほか11橋の橋梁点検業務のほか、町道舞野下草線取り付け道路軟弱地盤解析業務の前

払いに要したものの、繰越明許費による町道高田杉ヶ崎線にかかります杉ヶ崎橋ほか22橋の橋梁点検業務、高田中央橋ほか1橋の橋梁詳細設計及び（仮称）下草橋下部工影響評価業務に要した費用でございます。防衛省補助事業としましては、町道宮床山田線ほか道路詳細設計業務に要したものの、単独事業としましては、町道西小路線等の測量、道路詳細設計及び修正業務に要した費用でございます。

14節は、土木積算システム図面複写機に係る機械借上料でございます。

15節につきましては、国土交通省補助事業としまして、高田中央橋橋梁下部工工事の前払い金に要したものの、防衛省補助事業としまして、天皇寺地区ほか排水路整備工事、町道流通平1号線、町道もみじヶ丘幹線3号線の道路舗装工事に要しました費用のほか、町道前河原熊谷線道路舗装工事の前払い金に要したものでございます。単独事業としましては、町道小鶴沢線道路舗装工事及び町道鳥屋1号線道路改良工事に要したものでございます。

17節につきましては、町道幕柳大平線道路改良事業において、10筆301.84平米の土地購入費用に係る前払い金でございます。

決算書143ページ、144ページをお願いします。

22節につきましては、町道幕柳大平線の物件移転補償に係る前払い金でございます。続きまして、2項3目橋りょう維持費でございます。

11節につきましては、町道悟溪寺報恩寺線にかかります悟溪寺橋高欄及び町道久保田八坊原線にかかります久保田橋の親柱の修繕に要した費用でございます。

15節は町道蒜袋宮前線にかかります宮前橋の補修工事に要した費用でございます。続きまして、2項4目交通安全施設整備事業費でございます。

15節につきましては、交通安全施設工事としまして、町道大崎清水谷線ほか4路線及び町道天皇寺高田線ほか2路線の2つの区画線設置工事に要した費用でございます。

16節は、点字ブロック、カーブミラー、ガードレールの購入に要した費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

7節につきましては、一級河川吉田川と一級河川善川が合流する箇所がございます吉田川河川公園内の桜の剪定作業に要した費用でございます。

11節は、鶴巣地区を流れます一級河川西川の大崎地区及び鳥屋地区にあります樋管に係る電気料及び事務用品等に要した費用でございます。

13節は、地元行政区をお願いしております樵西川排水樋管の操作管理委託に要した費用でございます。

15節につきましては、準用河川小西川寺ノ沢地内の改修工事、準用河川窪川のり面補修工事に要した費用のほか、準用河川明ヶ沢川のり面補修工事の前払い金に要した費用でございます。

19節につきましては、河川愛護団体であります大和町河川愛護会への補助に要しました費用でございます。実施状況につきましては、説明資料の93ページ下段に記載のとおりでございます。6河川18地区、作業延べ人数571人の方から河川愛護活動に参加いただいているところでございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

決算書145、146ページをお願いします。

説明書につきましては、94ページになります。

1節及び9節につきましては、都市計画審議会を1回開催した際の審議会委員の報酬及び費用弁償に要した費用でございます。

11節は、図書等の購入及び印刷用ロール紙の購入、都市計画審議会でのお茶代に要した費用でございます。

13節は、大和リサーチパーク北地区の岩倉地区都市計画区域変更図書等の関係図書作成に要した費用でございます。

25節につきましては、都市整備基金への積み立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

28節につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出したものでございます。

続きまして、4項3目公園費でございます。

都市公園31カ所、都市緑地4カ所及び緑道等22カ所の維持管理に要した費用でございます。

7節につきましては、館下公園の枯れ木伐採及び吉岡東公園園路整地作業等に要した費用でございます。

11節は、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託公園の遊具及びトイレ等の修繕のほか、せせらぎ公園内の落書き洗浄等に要した費用でございます。

決算書147、148ページをお願いします。

12節につきましては、公園のトイレ、あずまや等の火災保険等及び吉岡東公園ほか5公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。

13節は、都市公園の指定管理委託料及び緑道等の管理委託料、もみじヶ丘1号公園のほか4公園の地元への委託料並びに公園緑地等の遊具点検、テクノヒルズ残地緑地及び小野地区緑地の支障木伐採業務に要した費用でございます。

15節は、杜の丘1号、2号、3号公園整備工事に要した費用のほか、もみじヶ丘歩道橋改良工事の前払い金に要した費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

町営住宅につきましては、木造住宅33戸、中高層アパート140戸、合わせて173戸の維持管理に要した費用でございます。

7節につきましては、住宅敷地の除草作業等に要した費用でございます。

11節は、事務用品及び図書購入のほか、各住宅の配水管、電気設備、給排水設備等の修繕のほか、部屋の明け渡しに伴っての修繕等に要した費用でございます。

12節は、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及びハウスクリーニング代等に要した費用でございます。

13節は、住宅の消防設備保守点検、アパートの受水槽の清掃点検、住宅敷地内の除草の管理業務、水道検満メーター及び火災警報器の交換業務のほか、非常灯の交換業務に要した費用でございます。

14節は、宮床下小路住宅の借地料でございます。

15節は、昨年7月28日に焼失しました西原第二住宅の解体工事のほか、西原第三住宅の解体工事、下町住宅2号棟の揚水ポンプ交換工事、下町住宅及び蔵下住宅周辺の駐車禁止用バリケード設置工事に要した費用でございます。

決算書149、150ページをお願いします。

19節につきましては、甲種防火管理新規講習2名の受講料に要しました費用でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。

説明書につきましては、95ページをお願いいたします。

11節につきましては、コピー料金及び事務用品等に要した費用でございます。

12節は、鶴巣子育て支援住宅の開発許可申請に要した費用でございます。

13節は、吉田、鶴巣両地区の子育て支援住宅の敷地土地境界画定業務、住宅建築実施設計業務及び地上デジタル放送受信調査業務、落合地区子育て支援住宅敷地造成実施設計業務に要した費用でございます。

15節につきましては、鶴巣地区子育て支援住宅敷地内既存住宅解体工事のほか、吉田、鶴巣両地区造成工事の前払い金に要した費用でございます。

17節につきましては、鶴巣子育て支援住宅整備に要します土地4筆1,943平米の土地購入費用でございます。

19節は、吉田、鶴巣両地区の住宅整備に伴います町水道開発負担金に要した費

用でございます。

以上が7款土木費に係る支出でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

次に、8款消防費につきましてご説明させていただきます。

黒川地域行政事務組合の負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動、並びに災害対策に要した費用になります。

説明書は96ページになります。

1項1目常備消防費の19節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金であります。

2目非常備消防費につきましては、消防団員545名に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した費用になります。

1節及び9節は、消防団員の報酬及び費用弁償になります。

8節は、団員表彰の際の記念品であります。

決算書151、152ページをお開き願ひます。

9節の普通旅費につきましては、全国消防操法大会に対する視察のときの旅費でございます。

11節は、新入団員の活動服、団員の救助用半長靴、活動用手袋及び食糧費になりますが、夏季演習による飲料水等の購入、印刷製本費になりますが、火災予防啓発用の火の用心ミニポスター等を購入した経費になります。

14節は、火災出動の際の車借上料であります。

19節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会への事業費補助を行ったものでございます。

3目消防施設費は、防火水槽や消火栓など、消防施設の維持管理や整備に要した費用になります。

11節は、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ庫の電気料及び消防用ホースの購入、軽積載車の車検代など、維持管理に要した費用であります。

12節は、小型動力ポンプつき軽積載車、ポンプ車の保険料等でございます。

13節は、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託費に要した費用でございます。

14節は消防自動車車庫用地の借上料でございます。

18節は、消防団ポンプ自動車の購入費用であります。

19節は、消火栓360基の維持管理及び消火栓新設設置に要した経費分を負担金として支出したものであります。

27節は、小型動力ポンプつき軽積載車5台及びポンプ車2台、ポンプ積載車など3台の全部で10台の自動車重量税であります。

次に、4目水防費は、消防団の団員の水防活動に対する費用弁償、団員の装備品の購入等及び水防倉庫の電気料等に要した費用になります。

決算書153ページ、154ページをお願いいたします。

8節は、水防協議会委員に対する謝礼でございますが、会議の開催予定がありませんでしたので、未支出でございます。

9節は、水防活動出動による費用弁償になりますが、出動がありませんでしたので、未支出でございます。

11節は、水防活動用ゴム長靴等の購入及び水防倉庫の電気料であります。

12節は、災害時優先電話で電話料金であります。

16節は、備蓄資材の土のう袋及び鉄骨くい代でございます。

次に、5目災害対策費は、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設備設置促進、南部コミュニティセンター防災備蓄用品の購入による経費となっております。

1節は、防災会議委員に対する報酬になりますが、会議を開催しなかったために未支出でございました。

8節、9節は、安全・安心まちづくり推進協議会委員への謝礼及び費用弁償であります。

11節は、コピー代等の消耗品、防災訓練用食材や防災備蓄用非常食などの購入のほか、各行政区長への防災用作業着を購入したものであります。

12節は、衛星携帯電話やエリアメール等の通信料、震度計情報等の回線使用料でございます。

13節は、木造戸建て住宅耐震診断士派遣等の業務の委託料ではございますが、利用者がなかったもので、未支出でございます。また、大和町ハザードマップ作成業務につきまして、次年度へ繰り越しいたしましたので、支出額はゼロという形になっております。

15節は、繰越明許費でございまして、防災Wi-Fi機器を設置した工事費でございます。

18節は、自主防災組織へ貸与する発電機を購入する予定でしたが、今回、30年度につきましては貸与または交換する組織がありませんでしたので、未支出でございます。

19節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、9款教育費でございます。よろしく願いいたします。

決算書は155、156ページをお願いいたします。

説明書につきましては、97ページ以降をご参照いただけます。

9款1項1目教育委員会費でございます。

教育委員会の運営に要しました費用で、教育委員会の定例会12回、臨時会2回の開催及び学校訪問等を実施いたしております。

1節及び9節は、教育委員の報酬、さらに費用弁償でございます。

10節は、教育長交際費でございます。

11節は、研修会時の資料代、参考図書代などでございます。

19節は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費でございます。事務局の運営、確かな学びプロジェクト事業、「志まなび塾」事業、教育相談事業、学び支援コーディネーター等配置事業等の各種事業及び各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用でございます。

1節は、就学指導審議会及びいじめ問題対策連絡協議会、さらにいじめ問題対策調査委員会委員に対する報酬でございます。

決算書157、158ページをお願いいたします。

7節でございます。事務補助員、教育相談員に対する賃金でございます。

8節は、夢と希望と志を語る会における講師、学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウインタースクール協力者等への謝金でございます。

9節は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会委員、いじめ問題対策調査委員会委員、学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウインタースクール協力者等への費用弁償、さらに確かな学びプロジェクト事業での講師

招聘及び研修会参加のための普通旅費、志まなび塾受講者及び職員の視察研修のための特別旅費でございます。

11節は、消耗品としての事務用品、コピー等、燃料費は、公用車のガソリン代、食糧費は小学校親善陸上記録会の競技役員、就学时健診従事者の昼食代及び志まなび塾視察研修時の食事代等でございます。印刷製本費につきましては、大和町の学校教育課程教育の手引き及び志まなび塾活動集等の印刷に要したものでございます。

12節でございます。電話料金、郵便料金、学校機密文書の処理料、機器点検料、自動車保険料、学び支援員等の傷害保険料に要したものでございます。

13節でございます。標準学力調査事業、土曜学習「まほろば塾」事業、外国語指導助手の業務、こころのプロジェクト「ユメセン」事業等の委託を行ったものでございます。

14節でございます。学校用のコンピューター、陸上記録会時無線機の借上料及び夢と希望と志を語る会、志まなび塾等での児童・生徒輸送等に係ります車の借り上げ、研修時の有料道路通行料、志まなび塾視察研修時の駐車場の使用料。

次ページをお願いいたします。

施設の利用料でございます。18節でございます。学校用コンピューターのリース期間終了によります新たなコンピューターの購入及び小・中学校の管理用備品購入に要したものでございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合ほか5団体に対します負担金でございます。

25節は、学校校舎建設基金、これは利子分でございます。及び学校教育振興基金への寄附金と利子分でございますが、積み立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費でございます。

1目学校管理費でございます。小学校6校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要したものでございます。

1節でございます。学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節は、事務補助員、作業員、体育館巡視員及びプール監視員の賃金でございます。

8節につきましては、林間教育のサポーターへの謝金、それから運動会の賞品及び卒業生への記念品でございます。

11節でございます。小学校での消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。

12節でございます。電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬

費、プールの水の検査、ピアノ調律、カーテンクリーニング等の手数料でございます。それから、火災保険料、さらにプール監視員及び体育館巡視員に係ります傷害保険料等でございます。

13節でございます。児童・教職員の健康診断及び学校業務員の業務委託料でございます。

161、162ページをお願いいたします。

さらに施設・備品管理委託料につきましては、学校の警備業務の委託料でございます。

14節につきましては、鶴巣小学校進入路に係ります土地の借上料、陸上記録会・林間教育等におけます児童輸送のための車の借上料、テレビ聴取料、清掃用具の借上料でございます。

18節でございます。学校管理用備品、教材等の学校用備品の購入代でございます。

19節でございます。学校管理下におけます児童の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費でございます。小学校の学習支援員配置事業、教材備品整備事業、学校・地域共学推進事業、魅力ある学校図書館づくり整備事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、たいわっ子芸術文化推進事業等に要した費用でございます。

7節でございます。学校図書支援員及び学習支援員の賃金でございます。

8節につきましては、スクールソーシャルワーカーに対します謝金でございます。

9節につきましては、スクールソーシャルワーカーの費用弁償でございます。

11節学校行事備品、学校行事用品、教材等の消耗品、修繕料でございます。

12節につきましては、不用薬品等の処理手数料及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。

14節につきましては、たいわっ子芸術文化推進事業、これは演劇「小さいつが消えた日」鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節、魅力ある図書館づくり整備事業といたしまして、学校図書の整備に要した費用及び学校教材備品等の整備に要した費用でございます。

19節でございます。学校・地域共学推進事業として、各学校への交付金及び遠距離通学対策として、19名の対象児童、保護者への通学費用の交付金でございます。

20節でございますが、163、164ページをお願いいたします。

要保護5名及び準要保護111名、さらに特別支援教育就学児童37名に対します教材

費や衣料費等の援助、さらに入学前支給を希望いたしました児童6名に年度内支給を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。小学校の施設整備や修繕、施設設備保守点検等に要した費用でございます。

11節でございます。校庭用の山砂等の消耗品及び校舎に係ります小破修繕料でございます。

12節、廃棄物の処理手数料でございます。

13節、難波校舎維持管理業務等の委託料、空調設備・エアコン工事の実施設計業務の委託料及び学校各種設備の保守点検について委託を行ったものでございます。

14節につきましては、自動体外式除細動器（AED）でございます。借上料でございます。

15節につきましては、鶴巣小学校、落合小学校、宮床小学校の屋内運動場照明器具の交換工事、宮床小学校駐車場舗装工事、鶴巣小学校ほか3校の防火シャッター等工事等を実施したものでございます。また、空調設備工事につきましては、今年度令和元年度へ繰り越しをいたしております。

次に、4目小学校建設費の13節でございます。吉岡小学校耐力度調査新基準更新業務の委託料及び平成29年度からの明許繰り越しでありました吉岡小学校基本構想調査検討業務の委託料でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございますが、中学校2校の維持施設管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節は、学校医、薬剤師に対する報酬でございます。

次ページ、165、166ページをお願いいたします。

7節は、事務補助員、体育館スクールバス転回場の安全巡視員、用務員に係ります賃金でございます。

8節は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。

9節は、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。

11節は、中学校におけます消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。

12節につきましては、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、飲料水の検査、ピアノ調律等の手数料、さらに火災保険料、傷害保険料でございます。

13節につきましては、生徒・教職員の健康診断、学校業務員、スクールバス運行及

び学校警備に係ります委託料でございます。

14節でございます。大和中学校のスクールバス転回場に係ります土地の借上料、中総体や駅伝大会等学校行事におけます車借上料、さらにテレビの聴取料、清掃用具の借上料でございます。

18節は、学校管理用備品等を購入したものでございます。

19節につきましては、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会ほか3団体への負担金。

167、168ページをお願い申し上げます。

補助金につきましては、大和中学校ソフトボールの東北大会、宮床中学校のソフトテニス東北大会、全国大会、宮床中学校フィギュアスケートの東北大会、全国大会への参加の補助金でございます。なお、この19節につきましては、この東北大会、全国大会等の予算措置、補正予算等が間に合わなかったこともありまして、予備費のほうを充用させていただいております。よろしく願いいたします。

次に、2目教育振興費でございます。中学校におきます教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくりに要した費用でございます。

7節は、学校図書支援員及び学校支援員に対する賃金でございます。

11節は、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。

12節の通信運搬費は電話代、手数料は不用薬品処理手数料でございます。

14節は、たいわっ子芸術文化推進事業によります「小さいつが消えた日」鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節は、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として、学校図書の整備に要した費用でございます。

19節は、学校・地域共学推進事業として、中学校2校への交付金でございます。

20節は、要保護4名、準要保護67名及び特別支援教育就学生徒13名に対します教材費や衣料費等の援助、さらに入学前支給を希望した生徒9名に年度内支給を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11節は、消耗品費として学校用管理用の砂及び校舎等の修繕料でございます。

12節は、廃棄物の処理手数料でございます。

13節は、空調設備工事実施設計業務の委託、学校各種設備の保守点検について委託をしたものでございます。

14節につきましては、AEDの借上料でございます。

169、170ページをお願いいたします。

15節でございます。大和中学校の火災報知機の改修工事、宮床中学校校庭側溝施設工事を実施したものでございます。また、小学校と同じく空調設備、エアコン工事につきましては、今年度、令和元年度へ繰り越しをいたしております。

次に、4目中学校建設費、15節でございますが、宮床中学校校庭整備工事を実施いたしましたものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

それでは、続きまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費につきましてご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書につきましては、101ページから104ページをご参照願います。

社会教育総務費は、生涯学習推進事業としてのまほろば大学の開校や文化講演会の開催、家庭教育事業、青少年教育事業、成人教育事業等として子育て講座やジュニア・リーダーの育成、協働教育の推進、原阿佐緒賞などを行ったものでございます。

1節につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。

8節につきましては報償金、まほろば大学開校式での記念講演と閉校式での文化講演会、並びに家庭教育事業、青少年教育事業等におけます講師謝金でございます。また、賞賜金は原阿佐緒賞受賞に係りますブロンズ代などでございます。

9節につきましては、社会教育委員の費用弁償でございます。また、普通旅費につきましては、発明クラブの福島県での大会に係ります職員旅費など、特別旅費につきましては親子ふれあいキャンプ、原阿佐緒賞審査委員等の旅費でございます。

11節でございます。消耗品につきましては、各事業実施に伴う事務用品、コピー代等でございます。燃料費につきましては、公用車2台のガソリン代等でございます。食糧費につきましては、各種事業時のお茶代、ケータリング代でございます。印刷製本費は、まほろば大学開校式、閉校式の式次第、協働教育ニュース、協働教育カレンダーほか、各種事業実績報告書等の印刷代でございます。光熱水費は、民俗談話室の電気料、水道料でございます。

決算書171、172ページをお願いいたします。

修繕料は、民俗談話室のガラス修繕を行ったものです。

次に12節でございます。通信運搬費につきましては、各種事業の連絡等に要する郵送料です。広告料につきましては、月刊誌「短歌」「現代短歌」に原阿佐緒賞の作品募集広告を掲載したものです。手数料につきましてはテーブルクロスクリーニング代、火災保険料は町有財産に係るもの、自動車損害保険料は公用車2台に係るものです。保険料は、各種事業実施に伴う傷害保険でございます。

13節につきましては、宮床歴史の村の指定管理委託料のほか、社会教育施設管理業務委託料、また宮床歌の小径で倒木のおそれがありました樹木の伐採業務でございます。

次に14節でございます。土地借上料につきましては、民俗談話室敷地借りに伴うもの、機械借上料につきましては、協働教育に係ります農機具等の借上料でございます。車借上料につきましては、親子ふれあいキャンプ、たいわっ子未来塾、原阿佐緒賞表彰式などに要しましたバス借上代、タクシー代等でございます。有料道路通行料は、各種事業実施時に要しました高速道路通行料であります。備品借上料につきましては、親子ふれあいキャンプ実施時の野外活動用品の借りに伴うものでございます。

15節につきましては、旧宮床伊達家住宅の外壁部分補修工事、原阿佐緒記念館屋根改修工事を行ったものでございます。

次に19節でございます。負担金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民会議等への負担金でございます。補助金につきましては、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、ジュニア・リーダー連絡協議会等への補助金でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 （阿部昭子君）

続きまして、2目公民館費でございます。

成果に関する説明書につきましては、105ページから108ページをご参照願います。

公民館の主な事業としましては、公民館分館長会、青少年教育として成人式、また成人教育や女性教育事業としての各種講座の開催、高齢者を対象としたお達者倶楽部、そして町民文化祭や図書室の運営を行っているところでございます。

1 節につきましては、公民館分館長41名分の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

7 節につきましては、図書室のパート職員 4 名分の賃金でございます。

8 節につきましては、報償金につきましては、まほろば大学等の各種教室、各種講座の講師及び地域交流のつどいの謝金等でございます。賞賜金につきましては、成人式の記念写真代等でございます。

9 節につきましては、分館長の費用弁償でございます。

11 節につきましては、図書購入費や成人式、町民文化祭等の各種事業での消耗品代、公用車のガソリン代、町民文化祭、成人式協力者に対しての昼食代、成人式の冊子や町民文化祭のポスター、印刷代や公用車の整備代でございます。

12 節につきましては、各種教室の講座の案内等の郵送代、それから電話料金、公用車の損害保険料等でございます。

13 節につきましては、町民文化祭での照明操作委託に要したものでございます。

14 節につきましては、図書システム借上料、お達者倶楽部の移動研修に伴うバス借上料と有料道路通行料でございます。お達者倶楽部の移動研修につきましては、30 年度より 2 回にふえているところでございます。また、研修会時の駐車料金等でございます。

19 節につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会等への負担金、そして町の連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会等への補助金でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は3時20分からといたします。

午後 3 時 1 0 分 休 憩

午後 3 時 2 1 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

決算書の173ページ、9款4項3目文化財保護費でございます。

成果に関する説明書につきましては、108ページから109ページをご参照をお願いいたします。

文化財保護費では、郷土史講座や文化財めぐり等を通じました文化財愛護の普及活動、開発に伴います発掘調査、各種資料の調査整理、周知展示事業を行っております。

1節につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。

7節につきましては、発掘調査と文化財整理のための作業員の賃金でございます。

決算書175ページ、176ページをお願いいたします。

8節につきましては、郷土史講座の講師謝金でございます。

9節につきましては、文化財保護委員の費用弁償、郷土史講座講師に係ります特別旅費でございます。

11節でございます。消耗品につきましては、事務用品、コピー代、調査用品等でございます。印刷製本費につきましては、写真のプリント代でございます。光熱水費につきましては、信楽寺跡地の電気水道料であります。

12節でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話の料金、また郵送料でございます。手数料につきましては、信楽寺跡地の水道開栓手数料でございます。

14節でございますが、機械借上料につきましては、発掘調査に係ります重機の借り上げ、車借上料は、郷土史講座講師のタクシー代、文化財めぐりに要しましたバス借上料でございます。

15節につきましては、町指定有形文化財の天皇寺庫裏の文化財説明板を設置したものでございます。

19節につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金及び町内文化財保護団体7団体に対します補助金でございます。

22節につきましては、1月随時会議でご報告いたしておりますが、吉岡地区での住宅建築計画に係ります遺跡発掘調査中に相手方所有の下水道管を破損してしまいましたことによります損害賠償金でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 （阿部昭子君）

続きまして、4目まほろばホール管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、109ページから113ページをご参照願います。

まほろばホールの施設設備の管理とまほろばホール運営委員会や文化振興協会によりますまほろば夢ステージや幼児、小・中学生を対象の芸術鑑賞会等の事業の実施を行いました。そして、まほろばギャラリーでの展示や少年少女合唱団の育成などを行っているところでございます。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬でございます。

7節につきましては、まほろばホール窓口業務の事務員2名の賃金でございます。

旅費につきましては、まほろばホール運営委員会委員の費用弁償でございます。需用費につきましては、各種消耗品、次のページをお願いいたします。

冷暖房用の燃料代、電気、水道代の光熱水費が大半でございますが、そのほか来庁者用のお茶代、照明器具交換を初め、和室の畳がえ、施設小破修繕等の費用でございます。

12節につきましては、郵送料、電話料金、その他火災保険料等でございます。

13節につきましては、舞台設備操作や総合管理等の業務委託、土・日、祝日等の窓口業務等の委託料等でございます。

14節につきましては、AED等の借上料でございます。

15節につきましては、ホール内階段への安全対策としての手すり設置や監視カメラ入れかえ工事、2階バルコニー防水工事、外構調整工事費用でございます。

18節につきましては、大ホール用と学習棟用、それぞれのプロジェクター等を購入したものでございます。

19節につきましては、全国公立施設文化協会等の負担金と大和町文化振興協会運営費としての補助金でございます。

27節につきましては、公用車の車検に伴う重量税でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長 櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。吉田、鶴巣、落合の

各教育ふれあいセンター管理運営の費用に要したものでございます。

説明書につきましては、引き続き113ページになります。よろしくお願いいたします。

7節でございます。体育館巡視の賃金でございます。

11節は、消耗品費としてグラウンド用の砂、燃料費、光熱水費及び修繕料でございます。

179、180ページをお願いいたします。

12節につきましては、水質の検査手数料、火災保険料及び損害保険料でございます。

13節は、業務員の委託、警備の委託、施設維持管理におけます管理の委託を行ったものでございます。

14節につきましては、AEDの借上料、テレビの聴取料、清掃用具借上料でございます。

15節は、鶴巣教育ふれあいセンター受水槽水中ポンプ交換工事、落合教育ふれあいセンター更衣室の屋根防水工事を実施したものでございます。

18節につきましては、吉田教育ふれあいセンター事務室のカーテンを購入したものでございます。

19節は、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

次に、6目森の学び舎活動費でございます。森の学び舎の管理運営に要したものでございます。

11節は、燃料費、光熱水費、修繕料でございます。

12節は、通信運搬費としての電話料、トイレのくみ取りの手数料、火災保険料でございます。

13節は、施設の清掃等の管理の委託を行ったものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

引き続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。

成果に関する説明書につきましては、113ページから116ページをご参照願います。

保健体育総務費は、スポーツ推進のための審議会、スポーツ推進委員やスポーツ賞

顕彰、奨励金、スポーツ施設の維持管理及び教室・大会等の実施に要したものでございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬でございます。

決算書181、182ページをお願いいたします。

あわせまして、スポーツ推進委員15名分の報酬でございます。

8節でございますが、報償金につきましては、スポーツ賞顕彰選考委員への謝金、賞賜金はスポーツ賞4名の顕彰に係りますブロンズ代等の経費及びスポーツ奨励金を43名に交付したものでございます。

9節につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員への費用弁償でございます。特別旅費につきましては、全国スポーツ推進委員功労者表彰受賞に伴います表彰式大会が鹿児島県で行われました際の受賞者の旅費でございます。

11節でございます。消耗品につきましては、事務用品、コピー代等でございます。燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は、宮城ヘルシー大会参加者の昼食代等でございます。修繕料につきましては、公用車車検代等でございます。

12節でございますが、通信運搬費につきましては、大会連絡等に要しました郵便代であります。手数料は、公用車車検印紙代です。火災保険料は、各体育施設に係るものでございます。自動車損害保険料は、公用車に係るものでございます。保険料につきましては、スポーツ推進委員の傷害保険料でございます。

13節でございますが、業務委託料につきましては、体育施設指定管理委託料及びスポーツフェア業務の委託料でございます。測量・設計・施工・監理委託料につきましては、総合運動公園多目的広場測量調査基本設計の委託料でございます。

14節でございます。車借上料につきましては、宮城ヘルシー大会参加のための車借上料でございます。有料道路通行料につきましては、仙台管内スポーツ担当者研究協議会研修時の高速道路通行料でございます。備品借上料につきましては、町民マラソン大会での無線機20台の借上料でございます。

15節につきましては、総合運動公園テニスコートの人工芝張りかえ工事及び防風ネット張りかえ工事を行ったものでございます。

18節につきましては、総合体育館のトレーニング機器の購入、アリーナにおきます音響設備、ロビーの椅子やテーブルなどの施設用備品の購入、バスケット用のタイマーや卓球台等の競技用備品の購入を行っております。

19節でございます。負担金につきましては、県スポーツ推進協議会及び第45回東北総合体育大会のゴルフ競技、ハンドボール競技、自転車競技、アイスホッケー競技の

開催地負担金であります。補助金につきましては、町スポーツ協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

決算書183ページ、184ページをお願いいたします。

27節につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、116ページをご参照をお願いいたします。

広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内の5カ所のレクリエーション広場の管理に要したものでございます。

11節でございます。光熱水費につきましては、各広場の電気料、水道代であります。修繕料につきましては、宮床レクリエーション広場のトイレ修理に要したものでございます。

12節につきましては、水道開栓手数料でございます。

13節でございますが、業務委託料につきましては、三ヶ内レクリエーション広場の樹木が倒れたため、樹木伐採業務を行ったものであります。施設・備品管理委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしているものでございます。

15節につきましては、北目レクリエーション広場の側溝土砂撤去工事を行ったものでございます。

続きまして、3目自転車競技場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、同じく116ページをお願いいたします。

自転車競技場は、宮城県スポーツ振興財団、現在の宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理を行っているものでございます。

13節につきましては、管理運営業務を体育施設指定管理者へ再委託しているものでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

続きまして、4目学校給食センター費でございます。学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

説明書につきましては、117ページをお願いいたします。

1節でございます。学校給食運営審議会委員の報酬でございます。

7節につきましては、除草の作業員の賃金。

185、186ページをお願いいたします。

同じく賃金でございますが、業務員の賃金でございます。

9節につきましては、学校給食運営審議会委員の費用弁償でございます。

11節でございます。給食センター施設の運営に要した消耗品、燃料費、食糧費、光熱水費、施設設備の修繕料及び給食の賄い材料費でございます。備考欄をごらんいただきたいと思いますが、予備費からの充用、それから他節からの流用を行っております。最終的に予算に不足が生じたため、このような形になってございます。よろしくをお願いいたします。

12節でございます。通信運搬費として電話料、切手代、手数料として給食センター及び職員の検便検査、給食費振替等の手数料、厨房機器の保守点検手数料、火災保険料、公用車の損害保険料でございます。

13節でございます。学校給食調理業務の委託、廃棄物の処理の委託、施設備品の管理の委託、警備の委託、それぞれの委託料でございます。

14節でございます。高圧食器洗浄機、牛乳保管庫等の機械の借上料、テレビの聴取料、施設用具の借上料及び栄養価計算システムの借上料でございます。

15節でございます。洗浄室の雨漏りの修繕工事及び洗濯室の改修工事を行ったものでございます。

18節でございます。庁用器具といたしまして、調理員用のロッカーを購入いたしております。

187、188ページをお願いいたします。

機械器具費といたしまして、保温の食缶、配膳台等を購入いたしております。

19節につきましては、学校栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等の負担金でございます。

27節は、公用車の自動車重量税でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

成果に関する説明書は、118ページでございます。

29年度から30年度への繰越明許費でございまして、平成29年10月22日から23日にかけて発生しました台風21号により被災した農業用施設の災害復旧を行ったものでございます。

15節工事請負費は、宮床難波地区農道高山8号線災害復旧工事の完成払いに要した経費でございます。

19節、負担金は、嘉太神ダムため池県営災害復旧事業の工事負担金及び農業用施設等小災害復旧事業21カ所の補助金完成払いでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

説明書につきましては、118ページ中段になります。よろしく願いします。

この復旧費につきましては、平成30年9月30日から10月1日にかけての台風24号により被災した町道の災害復旧に係るもの、また平成29年10月22日から23日にかけての台風21号により被災した町道の災害復旧に要しました費用でございます。

15節につきましては、町道嘉太神線の道路災害復旧工事の前払い金及び繰越明許費によりまして、町道三ヶ内大角線の道路災害復旧工事に要しました費用でございます。

次に、2目河川災害復旧費でございます。

この復旧につきましても、平成29年10月22日から23日にかけての台風21号により被災しました河川の災害復旧に要しました費用でございます。

15節につきましては、繰越明許費によりまして準用河川山田川の河川災害復旧工事に要しました費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

同じく3項文教施設災害復旧費でございます。

189、190ページをお願い申し上げます。

1目公立学校施設災害復旧費でございます。

15節工事請負費でございますが、平成29年10月22日、23日にかけての台風21号により被災いたしました落合小学校ののり面災害復旧工事に要した費用でございます。よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

引き続き、11款公債費につきましてご説明いたします。

成果に関する説明書は、119ページをお願いいたします。

1項1目元金につきましては、借入先9機関への償還金でございます。

2目利子につきましては、借入先7機関への利払いに要した経費でございます。

なお、平成30年度末の借入残高につきましては、成果に関する説明書右側、実績欄、中段を見ていただければと思いますが、50億2,324万6,000円でございます。前年度より4億8,226万3,000円の減となるものでございます。

続きまして、12款予備費につきましては、備考欄に記載してございます9件の科目に対しまして合計821万2,000円を充用し、対応をいたしましたものでございます。

191ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額117億1,644万1,000円、歳出総額103億4,613万6,000円、歳入歳出差引額13億7,030万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越事業に要します一般財源等ございまして、繰越明許費繰越額の7億6,479万円と事故繰越し繰越額324万2,000円の計7億6,803万2,000円を差し引きました実質収支額は6億227万3,000円でございます。このうち、地方自治法の規定に基づきまして2分の1の額といたしまして、3億1,000万円を財政調整基金へ繰り入れるものでございます。実質収支額から基金繰入額を差し引きました額が2億9,227万3,000円となりますが、これが純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

本日は、これで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は9日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時44分 延 会